九州道路啓開計画

(第2版)

令和6年12月

九州道路啓開等協議会

目 次

1. 計画	īの概要	1
1 – 1.	計画策定の背景	1
1 – 2.	計画策定の目的	2
1 – 3.	計画の位置付け	3
1 – 4.	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について	4
1 — 5.	九州東進作戦	1
2. 事前	〕 で備え1	3
2 – 1.	道路におけるリスク情報の把握 1	3
2-2.	被害の想定1	6
2-3.	道路啓開路線の選定 2	2
2 – 4.	道路啓開調査・作業 4	0
2-5.	タイムラインの作成 4	5
2-6.	人員、資機材等の体制構築4	8
2-7.	訓練の実施5	1
2-8.	事前広報の実施 5	2
3. 発災	後後の対応	3
3 — 1.	被災状況の把握・情報集約・共有5	3
3-2.	初動体制及び人員・資機材について5	7
3-3.	道路啓開の実施内容5	8
3 – 4.	関係機関との連携 6	5
3 – 5.	発災後の広報の実施 6	7
4. 今後	その課題6	8
(別表	1~6)緊急輸送ルート道路啓開調査・作業分担表	
(巻末) 参	資料) 考1.規約、協議会・幹事会メンバー	

参考2. 南海トラフ地震における具体的な

応急対策活動に関する計画 (九州関係のみ抜粋版)

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の背景

九州は、福岡市・北九州市・熊本市の政令市を有すると共に、県庁所在都市等の高次都市機能を有する都市圏が適度な間隔で分散している。

一方、九州縦貫自動車道・九州横断自動車道・東九州自動車道をはじめとする高規格道路等の 整備により、これらの都市圏がネットワークされ域内循環が可能となってきている。

このような中、九州東側沿岸において南海トラフを震源とする大規模地震(以下「南海トラフ地震」という。)については、「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)(平成25年5月24日)」(文部科学省地震調査研究推進本部)において、"地震の規模M8~9クラスが30年以内に70%程度の確率で発生する"といった地震発生の可能性が示されている。南海トラフ巨大地震が仮に発生すれば西日本を中心に関東から九州の広い範囲で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になると想定されている。 中央防災会議防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、最新の科学的知見等に基づき、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」において被害想定を公表しており、南海トラフ巨大地震で発生する最大クラスの巨大地震・津波にて、九州では震度6弱以上が約60市町村、津波高10m以上の巨大な津波が九州東側沿岸の3県(大分県、宮崎県、鹿児島県)にわたる範囲で襲来し、死者は最大で約5.9万人(津波による死者約5.5万人)、浸水面積は約270km²、約80市町村となる等、広域的に甚大な被害の発生となることが試算されている。

また、地震発災後の応急災害対策(緊急物資の 輸送等)を支える基幹的インフラである道路については、南海トラフ巨大地震の被害想定において、各種道路被害の発生に加え、津波による道路へのがれき、電柱の倒壊、道路施設の損傷、放置車両の発生等に伴い、道路交通が遮断されることにより、発災直後から、特に九州東側沿岸の浸水区域を中心として、深刻な道路交通麻痺等が発生し、災害対応に大きな支障となることが危惧されている。このことから、地震発生後直ちに迅速な道路啓開が可能となるよう九州における道路啓開計画を策定しておくことは非常に重要である。

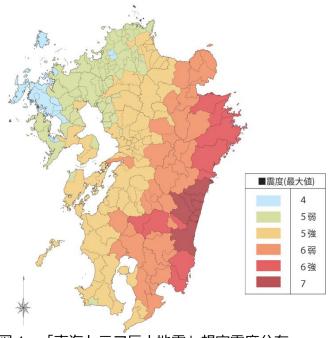


図 1 「南海トラフ巨大地震」想定震度分布

※「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告) 及び被害想定(第一次報告)平成 24 年 8 月 29 日 内閣府報道発 表資料」を資料として九州地方整備局作成

1-2. 計画策定の目的

東日本大震災では、負傷者の命を救い、被災者に緊急物資を届けるルートを確保するため、緊急通行車両が移動できるルートを切り啓く「道路啓開」(「くしの歯」作戦)を実施し、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興に大きく貢献した。

平成26年11月21日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、迅速な道路啓開に向け、放置車両対策等の強化を図るための措置が盛り込まれた。これにより、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な災害発生時に、図2の流れに示す手続きを経て道路管理者が放置車両・立ち往生車両等の移動・撤去を行うことが可能となった。この法改正の趣旨に鑑み、車両移動等を含む道路啓開が発災後迅速に進められるよう、道路啓開の手順・体制等を定めた道路啓開計画を作成し、その準備を進めておくことが重要である。

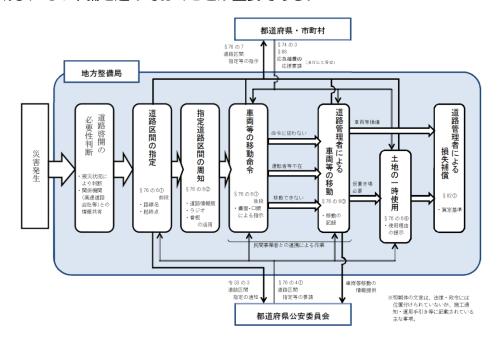


図 2 改正災害対策基本法に基づく車両移動の流れ(直轄国道)

また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(中央防災会議)に基づき、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会)(以下「具体計画」という。)が、平成27年3月30日に策定された。それ以降、適宜計画の改定が行われ、令和5年5月に第6回改定版が策定されている。

この具体計画には、先に示した内閣府の被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る 緊急輸送ルート、救助、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び防災拠点に関する活動 内容が具体的に定められている。

平成27年3月の具体計画策定を受け、平成27年10月20日に各道路管理者・関係機関からなる「九州道路啓開等協議会」を組織し、具体計画に示された緊急輸送ルートについて、道路

啓開調査(緊急点検)、道路啓開作業の実施者及び、タイムライン、人員・資機材等の体制構築、被災情報の把握・情報集約等を定め、より実行可能な計画として、平成28年3月に「九州道路啓開計画(初版)」を策定した。今回、「令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言」や関連計画の改定、道路整備等の地域情勢変化を踏まえ、「九州道路啓開計画(第2版)」をとりまとめた。

なお、国土交通省南海トラフ巨大地震対策 九州ブロック地域対策会議においては、平成26年4月1日策定の「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画 九州ブロック地域対策計画【第1版】」の中で下記事項を記載している。

- ・被災箇所の迅速な復旧や道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業・建設業団体等との災害協定の締結や関係機関による協議会等を設置し、連携強化を図る。
- ・陸・海・空のあらゆる方面からの迅速な進出ルートを確保(総合啓開)するため、陸においては、九州東側沿岸部(大分、宮崎、鹿児島)の地震・津波被災を想定した道路啓開計画の作成。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づき作成された防災基本計画や国土交通省防災業務計画を上位計画とし、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で指定された緊急輸送ルート計画等の既往の計画と整合を図り、南海トラフ地震が発災した際に九州地方整備局管内で道路管理者等が行う道路啓開に必要な行動計画について、具体的な実施方法等を定めたものである。

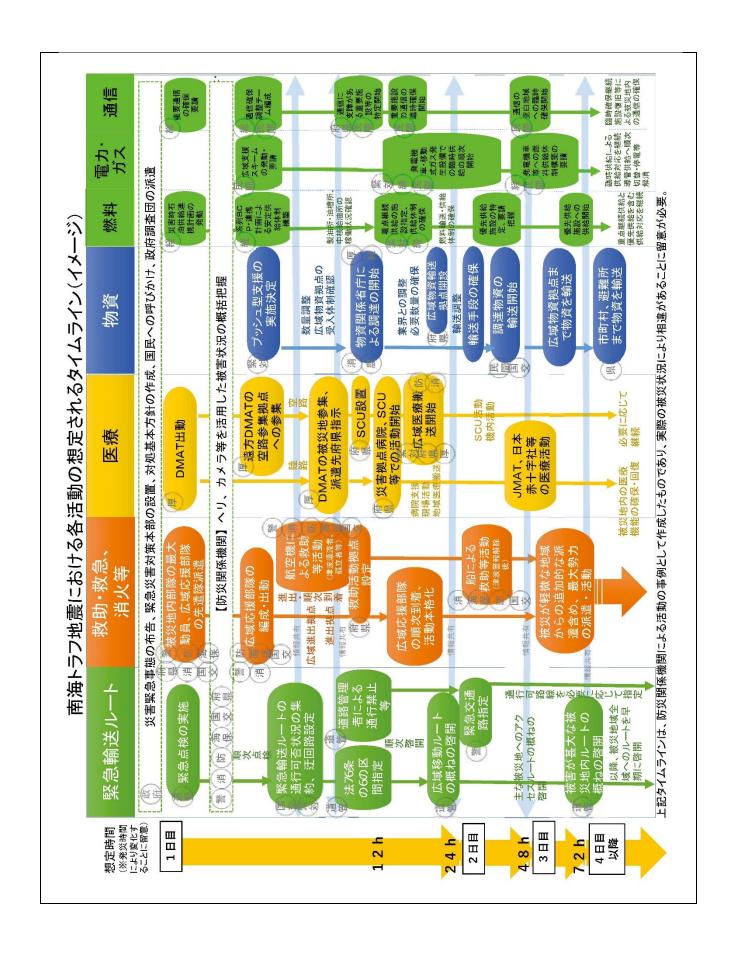
改定にあたっては、中央防災会議における各計画や道路啓開計画に関する提言等を反映すると ともに、管内の自治体で策定された道路啓開計画との整合性を確認した。これらは九州道路啓開 等協議会を活用し、意見照会や調整を通じて確認しながら進めた。

なお、上位計画や関連計画が改定された場合や、関係機関による防災対策の進捗等に応じて、 適宜必要な改定を行うものとする。また、防災訓練や実災害への対応等を通じて得られた課題や 対応を随時反映するものとする。

- 1-4. 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について 具体計画において、本計画を策定する上で重要な記述について抜粋し、以下の□内に示す。
- 1-4-1. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立
 - (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準
 - ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公 共機関(以下これらを総称して「防災関係機関」という。)は、次のいずれかの場 合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を 直ちに開始する。
 - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合
 - イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある場合(以下「先発地震が発生した場合」という。)
 - ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

1-4-2. タイムラインに応じた目標行動

- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた6頁に示すタイムラインを目安に、 防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行 う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が 人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・ 救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通 信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地 震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意 が必要である。



1-4-3. 緊急輸送ルート計画

1 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス 確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等 の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の 輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定める ものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を 確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達 し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏ま え、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて 都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中にあっても、あ らかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報(通 行不可の場合における迂回ルート情報を含む。)を遅滞なく集約し、防災関係機関 間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。 このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報 共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための 具体的な手順を明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送 ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大 な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定²し たものである。(別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急 輸送ルート、各種防災拠点一覧図)
- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行 可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保の

² 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。

[・] 広域移動ルート:部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路 と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部において は、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。 ・被災地内ルート:甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。

[・] 代替ルート:被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に 考慮するルート。

[・] 拠点接続ルート: 人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及 び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ための活動を最優先で実施する。

- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者(以下「道路管理者等」という。)が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた 点検、啓開活動・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、
 - ア 通行可能区間 (緊急通行車両のみか否かを含む)
 - イ 通行止め区間(通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート 情報を含む)
 - ウ 点検中区間(点検完了の見通しを含む)
 - エ 未点検区間 (未点検の要因を含む)
 - を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの 通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係 機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやUAV (無人 航空機)等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向 上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有 者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。
- ⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路 啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
- ⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の 規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保 するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障となら ないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の 通行を確保する。
- ⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合

には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

- ① 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して 措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど 防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ① 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ③ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

(3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な 地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制 を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② 都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、 法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定 に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、 都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整 を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急 対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県 公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことが できるよう必要な情報提供を行う。
- ⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

8

③ 災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日からは、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となる。

(国民への協力要請の例)

- ・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者 は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、 車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急 対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(4) 港湾及び河川等の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場など河川の活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

⁴ 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5km、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

1-4-4. 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点(堺泉北港堺2区)と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かっ
	て移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設
	管理者の協力にて設定するもの(別表3-2)
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動
	する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力に
	て設定するもの(別表3-2に重点受援県に係るもののみ
	掲載)
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、
	燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらか
	じめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
	(別表3-3に航空機用救助活動拠点のみ掲載)
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着
	可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの
	(別表4-1、4-2)
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受入れ、各市町村が
	設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すため
	の拠点であって当該府県が設置するもの
	(別表5-3)
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定す
	る港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの
	(別表7-1)

1-5. 九州東進作戦

本計画では、地震発生時の震央地名の区域が、南海トラフの巨大地震モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、南海トラフ地震の大規模災害において、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合、全国及び九州各地からアクセスが可能となるよう、高速道路、国道、県道等を活用し、九州東側沿岸に向けて一斉に進行する作戦(以下、「九州東進作戦」という。)を実施することとする。作戦実施にあたり、各県の道路啓開計画と整合を図り、県境を跨ぐ広域的な道路啓開計画として「九州東進作戦」を実行する。

各道路管理者、関係機関が連携・協力のもと情報を共有し、高速道路、国道、県道等を利用することにより、緊急輸送ルートを緊急通行車両のため、最低1車線を確保することで、より短時間で道路啓開していくこととする。

なお、人命救助で生存率が大きく変化する時間は3日間とされ、一般的に『72時間の壁』といわれている。これまでの時間に迅速な道路啓開ができるかどうかが人命救助に直結することとなる。

九州東進作戦では、道路啓開がその後の消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるとともに、人命救助の72時間の壁を意識した具体計画に基づき、タイムラインに応じて、 発災後、

- ・12時間以内に広域移動ルートの通行可否状況の集約や迂回路設定
- ・24時間以内に広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開
- ・72時間以内に被災地内ルートの概ねの道路啓開 を完了することを目標とする。

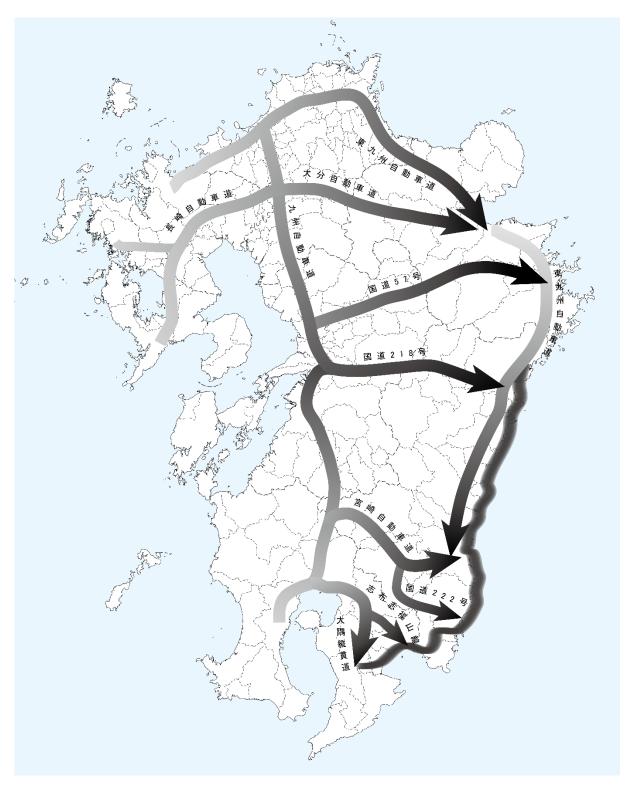


図 3 九州東進作戦

2. 事前の備え

南海トラフ地震の発災時に迅速に道路啓開を実施するためには、発災当日からの道路啓開活動を念頭に、道路啓開作業量(被災状況)の想定及びそれに対応した人員・資機材の確保、関係機関との情報共有・必要な調整等を網羅した道路啓開計画を策定するとともに、訓練の実施による現場対応力の向上等の事前準備が非常に重要となることから、各道路管理者が以下に示す事項について取り組む。

2-1. 道路におけるリスク情報の把握

道路啓開にあたっては、道路の被災状況を出来るだけ正確に把握した上で道路啓開活動を行う必要があるが、南海トラフ地震の発災時には、地震の規模や震源、発生日時や被害の程度等によっては、道路啓開調査すら満足に行えず、被災状況に関する情報がほとんど入手できないといった事態も生じうる。こうした不測の事態に備えつつ、道路啓開を行う上で、道路に関係する潜在的なリスク情報について、可能な限り把握しておくことが重要である。

道路に関係する潜在的リスク情報としては、震度想定や津波浸水区域等の被災想定に関するもの、道路構造(耐震対策未実施箇所、老朽化の状況、集水地形上の盛土、法面要対策箇所や幅員狭小区間等)に関するもの等がある。こうした潜在的リスク情報について、道路啓開計画における緊急輸送ルートそれぞれが有する道路事情や地域の状況・被災の様相等を適切に踏まえ、道路啓開を行うことが重要である。

九州地方における道路に関係する潜在的リスク情報の一部として、南海トラフ巨大地震発生時の被災想定を示す。(図 4、図 5)

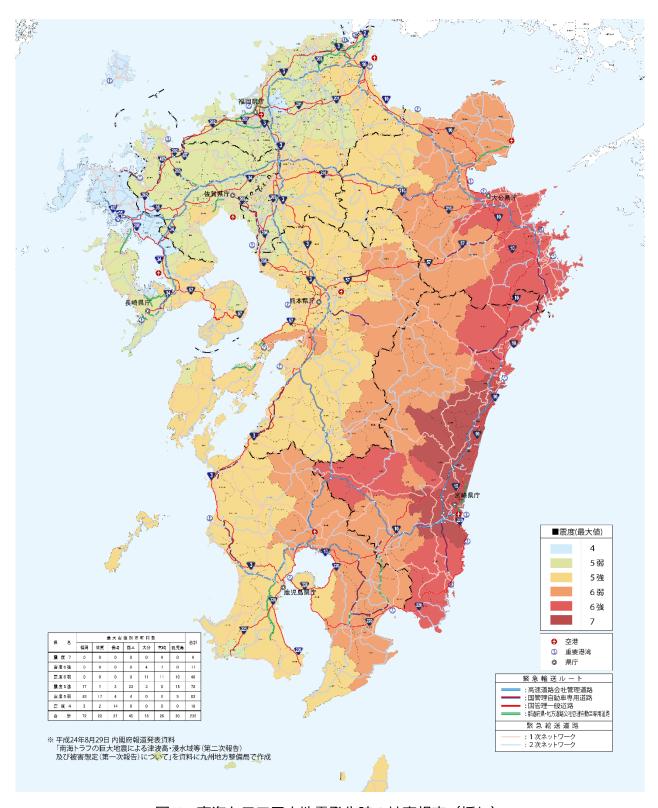


図4 南海トラフ巨大地震発生時の被害想定(揺れ)

◆震度6以上の強い揺れが全市町村の25% (宮崎県100%、大分県83%、鹿児島県33%) で想定されている。

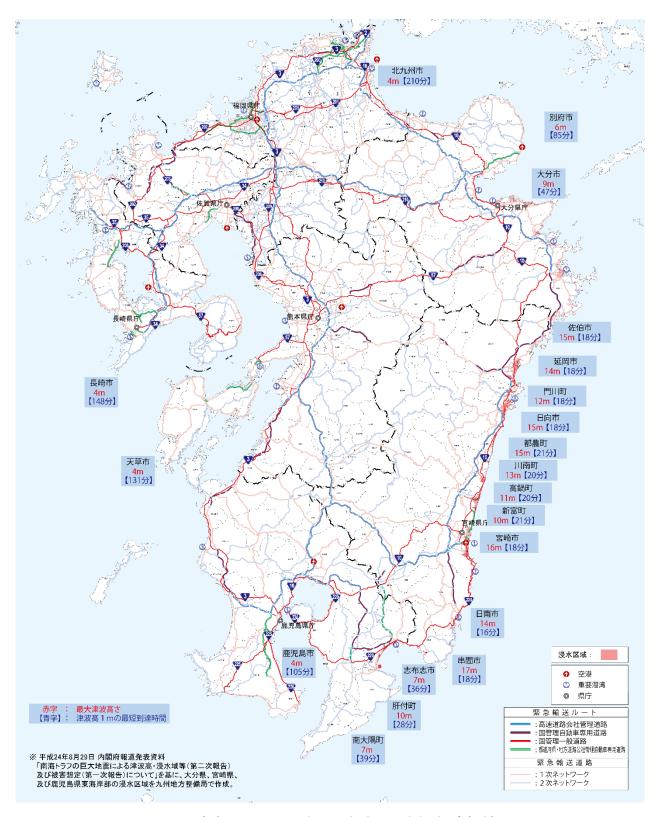


図 5 南海トラフ巨大地震発生時の被害想定(津波)

◆九州にて想定されている津波は串間市の最大高さ17mをはじめ東沿岸地域では10m超が広範囲に渡り到達。 また、津波高1mの到達時間は日南市の16分が最短。大分市から南大隅町までの範囲では1時間以内の津波到達が想定されている。

2-2.被害の想定

道路啓開計画にあたっての基礎情報として、まず想定される被災状況を可能な限り具体的に想定することが必要である。そこで、内閣府中央防災会議並びに各県算出の被害規模をもとに、被害の種別ごとに各種条件を設定し、発生する道路被害を想定する。なお、緊急輸送ルートに設定されている高速自動車国道(以下「高速道路」)、国管理国道(以下「直轄国道」)及び県、政令市が管理する国道(以下「補助国道」)における被害想定の例を以下に示す。本計画における被災の想定は、あくまで一定の仮定に基づくものであり、各道路管理者において被災リスクの想定、把握を事前に行い、実際の被災は、地震の規模や時間帯、交通状況によって異なる場合があることに留意が必要である。また、場合によっては複合的災害が発生するおそれもあるため、発災時には臨機応変に対応することが必要である。

(1) 道路本体(橋梁部)

高速道路(国、NEXCO管理)、直轄国道及び補助国道の橋梁は、落橋や倒壊等の甚大な 災害を防止する耐震化対策をおおむね完了しており、甚大な被害の発生は限定的であると想定 されるが、建設年数が比較的古く、耐震化対策未実施の橋梁については、地震の揺れによる支 承部からの逸脱や液状化による橋台背面の段差を想定する。

国道220号 予想震度6弱



国道220号 郷之原橋(鹿児島県)

国道220号 予想震度7



国道220号 橘橋(宮崎県)

落橋防止装置



国道210号 池ノ原橋(大分県)

写真 1 九州内における耐震補強状況

(2) 道路本体(土工部)

①切土法面

地震時に切土法面で発生が予測される被害としては、表層崩壊、岩盤崩壊、落石、地すべり 等の現象により道路本体に土砂・土石が崩落する場合が考えられる。規模の程度は様々であり、 特に地すべりに関しては道路面も移動土塊の中に含まれる大規模なものも想定される。

道路啓開の対象としては、迅速性が要求されるため大規模な作業を伴う被災が発生した場合は別ルートを選定することとなることから、道路面上に崩落した土砂を取除く程度の作業を想定する。

②盛土法面

盛土の一部には道路構造物が含まれることが一般的であり、盛土法面の崩壊に伴い道路構造物の消失を再築造することが必要となる。盛土法面の災害脆弱箇所については、令和6年能登半島地震において集水地形上に構築された盛土を含む区間の被災が多く確認されているため、道路の重要度なども考慮しつつ、計画的に必要な補強等の対策を講じるなど、早急な対応が求められる。

道路啓開の対象としては、迅速性が要求されるため大規模な作業を伴う被災は別ルートを選定することとなることから、崩壊の規模が比較的小さく緊急盛土による道路機能回復程度の作業を想定する。

(3) 沿道施設

沿道家屋等の倒壊

緊急輸送ルートのうち被災地内ルート以外については、地震、津波の影響は小さく、被害は比較的に少ないと想定される。

被災地内ルート沿線において、地震、津波によるガレキ等の散乱が想定される。なお、 沿道建物の倒壊、ガラスや看板等の落下物などについては大部分が歩道や路側の範囲で収 まると想定される(東日本大震災の実績)。津波被害については、広範囲に渡る木造家屋 やガレキ等の堆積による通行不可が想定される。 【被災地内ルートの津波浸水区間におけるガレキ量の算定】

- ・被害規模は、各県が公表している被害想定結果を活用する。
- <災害廃棄物等のガレキ量の算定方法>

ガレキ量(t)=災害廃棄物(t)+津波堆積物(t)

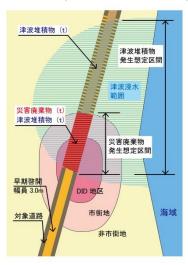


図 6 災害廃棄物の発牛イメージ

①災害廃棄物

- ・各県が公表している市町村単位での災害廃棄物を基に、対象道路上に堆積する災害廃棄物等のガレキ量を算定
- ・災害廃棄物等のガレキ発生量は各市町村の市街地エリア内(DID 地区を含む)で発生すると想定
- ・災害廃棄物等のガレキ発生量は、各県の被害想定(建物被害棟数)、災害廃棄物発生 原単位^{*1}、及び各県の可住地面積^{*2} を考慮したもの
 - ※1 災害廃棄物等の発生量の推計 (環境省 災害廃棄物対策情報サイト)
 - ※2 社会生活統計指標 都道府県の指標 2016 (総務省統計局)
- ・対象道路の早期啓開幅員 3.0m(1車線当たり)に堆積するガレキ量を算定。

②津波堆積物

- ・各県が公表している津波浸水想定範囲内の対象道路を抽出し、早期啓開幅員 3.0m(1車線当たり)に堆積高 2.5cm*が堆積するとして算定。
 - ※東日本大震災における津波堆積物の堆積高 2.5cm~4cm より

(4) 占用物件

緊急輸送ルート沿線について電柱、標識等の倒壊による通行不可が想定される。 特に電柱倒壊に対する処理は占用者(九州電力等)と協議し、一体的処理ができるよう に協議する。

(5)路上車両

被災地内ルートの津波浸水区間における路上車両は、以下のように想定する。

- ・発災時の路上車両数:通常(ピーク)時の交通量
 - …R3全国道路・街路交通情勢調査のピーク時交通量と混雑時の速度から交通密度を算出し、

区間延長を掛け合わせることにより算出

- ・発災後の車両の割合:関東地方整備局想定割合より
 - · · · 立ち往生車両(6割)、放置車両(3割)、その他*(1割)

※その他:被災して移動不能となった車両など

・津波浸水区間に挟まれた迂回路が存在しない区間で算定する。

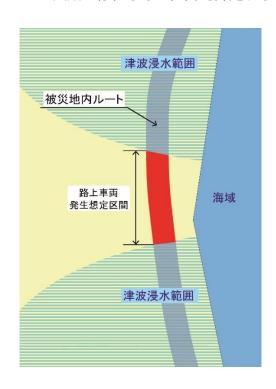


図7 津波浸水区間に挟まれた迂回路が存在しない区間のイメージ

(6) 通信の途絶

地震、津波発生に伴い一般電話並びに携帯電話等、通信の途絶が想定される。

以上の被害想定を踏まえ、被害想定量の試算結果を表 1-1~表 1-2 に示す。

表 1-1 ガレキ類の試算結果(被災地内ルート 道路啓開対象)

	国道 10 号	国道 220 号	合計
災害廃棄物	約 1,500 トン	約 1,300 トン	約 2,800 トン
津波堆積物	約 4,400 トン	約 4,700 トン	約 9,100 トン

^{※1} 災害廃棄物等のガレキ発生量:各県の被害想定(建物被害棟数) (H26,R2)、災害廃棄物発生原単位(全壊117 t/棟、半壊23 t/棟) ※2、及び県域の可住地面積(R4)を考慮したもの。対象区間:市街地・DID区間かつ津波浸水区間(R2)

表 1-2 路上車両の試算結果(被災地内ルート 道路啓開対象)

	国道 10 号	国道 220 号	合計
立ち往生車両	約 560 台	約 200 台	約 760 台
放置車両	約 280 台	約 100 台	約 380 台
その他	約 90 台	約 30 台	約 120 台

※4 路上車両: 【路線】被災地内ルート(国道 10 号、国道 220 号)、【台数】R3 センサスデータのピーク時交通量

【割合】立ち往生車両(6割)、放置車両(3割)、その他*6(1割)

対象延長:津波浸水区間及び自然法面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間

※5 その他:被災して移動不能となった車両など

※6 対象延長:津波浸水区間及び自然法面の崩壊等で挟まれた迂回路が存在しない区間

なお、被災地内ルート以外の緊急輸送ルートの一部においても被害が想定される。

^{※2} 災害廃棄物等の発生量の推計(環境省災害廃棄物対策情報サイト) (R4)

^{※3} 津波堆積物:津波堆積物原単位 堆積高 2.5 cm (早期啓開幅 3m/1 車線に堆積するものと想定)。対象区間:津波浸水区間

また、被害想定を踏まえて、道路啓開活動における必要資機材量及び班体制の試算結果を表 2-1~表 2-2 に示す。

表 2-1 必要資機材量試算結果(被災地内ルート 道路啓開対象)

	国道 10 号	合計
土のう	4,200 袋	4,200 袋
土量	130m3	130m3
敷き鉄板	100 枚	100 枚

※1 資機材:国道10号、国道220号の耐震性能2橋梁数(令和6年1月時点)より算定(国道220号は対象橋梁無し)橋梁段差1箇所を修繕するのに必要な資機材量は、土のうが87袋、土砂が1.3m3、 敷鉄板(1.5m*3.0m)が2枚として試算。

表 2-2 班体制の試算結果(被災地内ルート 道路啓開対象)

	国道 10 号	国道 220 号	合計
路上車両班	3 班	3 班	6 班
土木班	15 班	15 班	30 班

※2班体制:各作業項目に対する必要な部隊編成は、以下のように想定したものである。

路上車両班:路上車両排除の1班は、大型レッカー1台等、作業員数人と想定。

土木班:バックホウ1台とクレーン付トラック1台、作業員数人と想定

※3 作業量:土のう設置:100 袋当たり8 時間/人(国土交通省土木工事積算基準)

1 箇所(87 袋)当たり、87/100×8=7 時間 →1.1 箇所/日 1 班 3 人として 3.3 箇所/日

ガレキ処理 バックホウ 1 台・1 日当りの施工量 320m3/日

2-3. 道路啓開路線の選定

(1) 具体計画における緊急輸送ルート

防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。

具体計画において、緊急輸送ルートは被害が甚大な地域に到達するための必要最低限のルートとして選定され、4種類の考え方で整理されている。

具体計画においては、緊急輸送ルート1式で示されており、4種類のルートに対する 個別路線名が明示されていないことから、各ルートの役割を勘案して以下及び図8のと おり具体的に整理する。

なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や 各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に 対応する。

緊急輸送ルート	路線名	詳細
広域移動ルート	高速道路、国道57号、国道218号他	別表1
被災地内ルート	国道10号、国道220号	別表 3
代替ルート	- (具体計画において記載無)	別表4
拠点接続ルート	(主)59 号志賀島和白線他	別表 5

(2) 具体計画における防災拠点

具体計画では救助・救急、消火や医療等に関して、関係機関が参集する防災拠点が以下に示されている。

拠点名称	施設数	詳細
広域進出拠点	5 箇所:古賀 SA(下り)他 4 箇所	別表 6
進出拠点	10箇所:霧島SA(下り)他9箇所	別表 6
救助活動拠点	1 3 箇所:奈多ヘリポート他 12 箇所	別表 6
航空搬送拠点	10箇所:福岡空港他9箇所	別表 5
広域物資輸送拠点	7 箇所:熊本産業展示場(グランメッセ 熊本)他 6 箇所	別表 6
海上輸送拠点	11箇所:別府港他10箇所	別表 6
製油所・油槽所	16箇所:東西オイルターミナル 北九州油槽所 他15件	別表 5

本計画では、上記計画に示されている防災拠点やタイムラインに沿った緊急輸送ルートの道路啓開について、速やかに実行すべく具体計画に加え、活動の拠点となる施設(防災拠点)の追加並びに広域移動におけるサブルート及び代替ルート、活動拠点へアクセスするルートの選定を行うこととした。

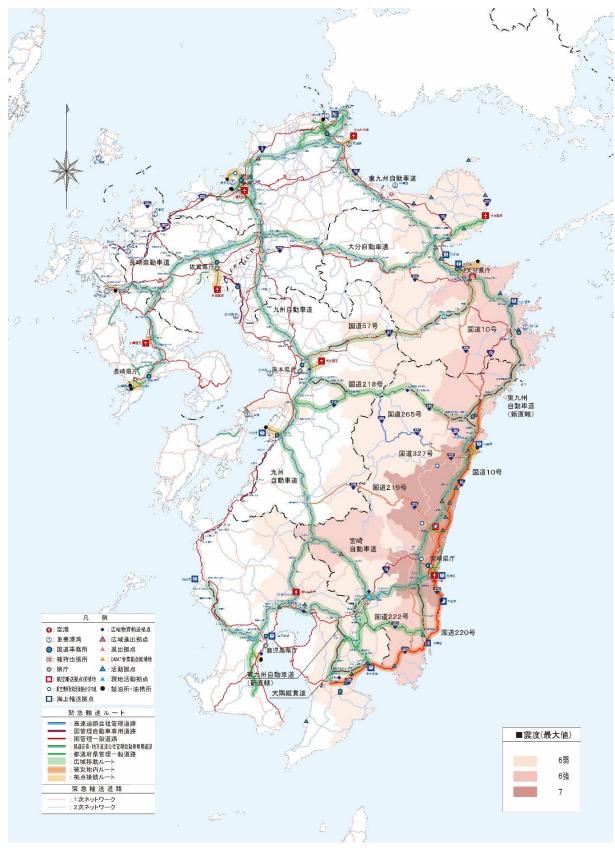


図8 緊急輸送ルート

(3) 防災拠点の追加設定

防災拠点と緊急輸送ルートの関係を図9に示す。

南海トラフ地震発生に伴い甚大な被害が想定される大分県、宮崎県、鹿児島県における「震度 6 弱以上かつ津波浸水想定区域を持つ県市町村役場」並びに「地震や津波による甚大な被害が想定される地域における市町村役場(中心市街地)」を「活動拠点」として防災拠点に追加する。また、南海トラフ地震における TEC-FORCE 活動計画に定められた「現地進出拠点」を防災拠点に追加する。

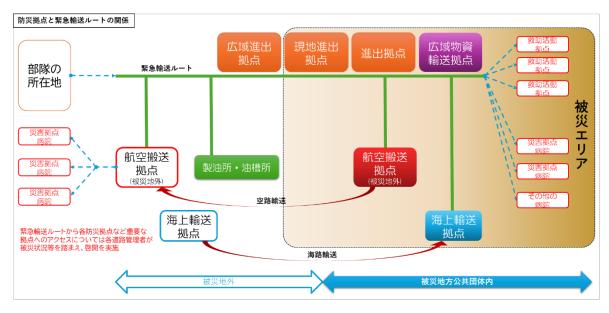


図 9 防災拠点と緊急輸送ルートの関係

表 3 活動拠点	一覧
----------	----

大分県	大分県庁、宇佐市役所、豊後高田市役所、国東市役所、杵築市役所、別
	府市役所、大分市役所、臼杵市役所、津久見市役所、佐伯市役所、日出
	町役場、東国東郡姫島村役場
宮崎県	宮崎県庁、延岡市役所、日向市役所、宮崎市役所、日南市役所、串間市
	役所、門川町役場、都農町役場、川南町役場、高鍋町役場、新富町役場
鹿児島県	志布志市役所、鹿屋市役所、姶良市役所、霧島市役所、大崎町役場、東
	串良町役場、肝付町役場、南大隅町役場

表 4 現地進出拠点

大分県	道の駅ゆふいん
大分県・宮崎県	道の駅おおの
宮崎県	道の駅都城 NiQLL

(4) 広域移動ルートにおけるサブルートの設定

広域移動ルートにおいて、特に被災地付近では、地震、津波により被災の程度が大きく、広域移動ルートの機能が確保できない可能性も想定されることから広域移動ルートのサブルートを設定する。 (表 5 及び図 10)

表 5 サブルート一覧

対象となる広域移動ルート	サブルート
東九州自動車道 (佐伯~延岡間)	国道 10 号(豊後大野市犬飼〜延岡市北川)
国道 218 号	国道 265 号、国道 327 号
宮崎自動車道	国道 219 号及び接続道路※ ※人吉球磨 S IC〜国道 219 号接続道路:
国道 222 号	(主)日南高岡線、(主)日南志布志線、 (主)都城串間線

(5)被災地内ルート

甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルートであり、被災地内を通過する国道 10 号(延岡市北川 IC~宮崎市橘通東)及び国道 220 号(宮崎市橘通東~鹿屋市笠之原 IC)とする。

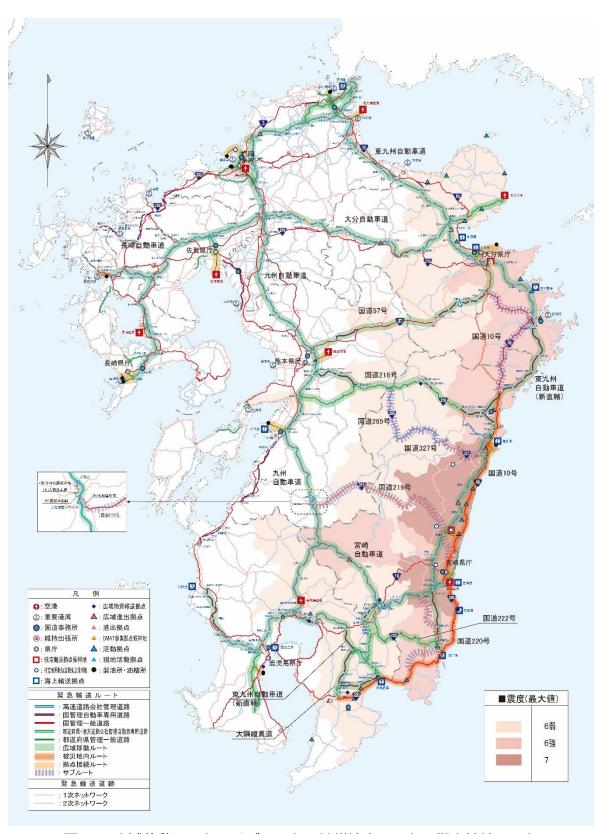


図 10 広域移動ルート・サブルート、被災地内ルート、拠点接続ルート

(6)代替ルートの設定

被災地内ルートにおいて津波浸水により通過できない可能性が高い区間に対し、広域移動ルートから被災地内ルートに接続する路線を設定し、図 11-1、図 11-2 及び表 6 に示す。

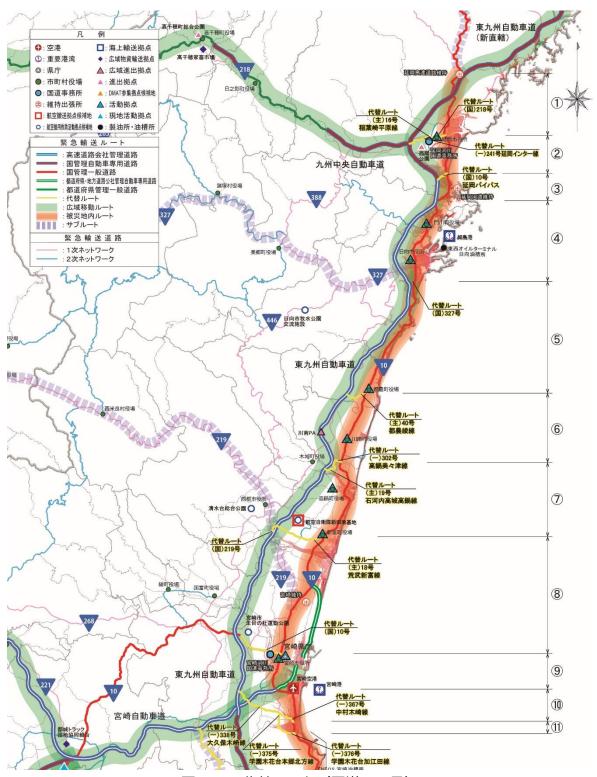


図 11-1 代替ルート(国道 10号)

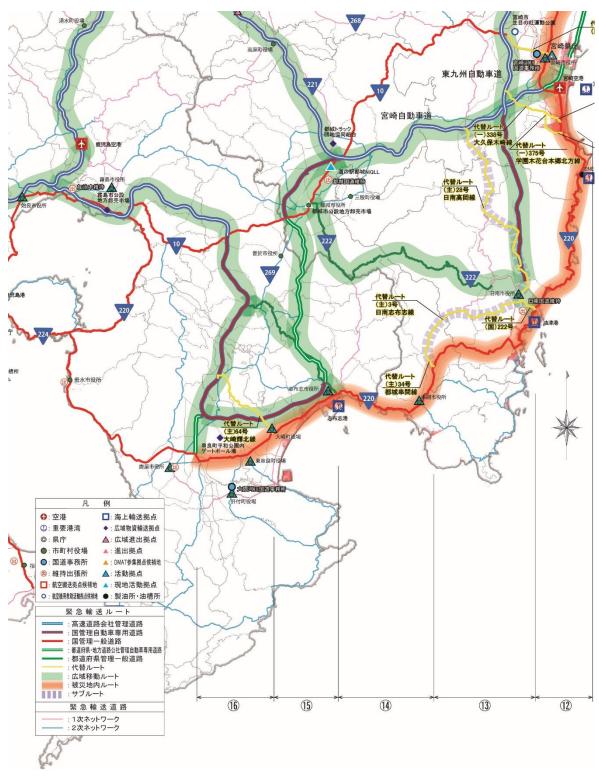
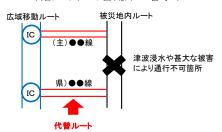


図11-2 代替ルート(国道220号)

代替ルートイメージ図(北川IC~宮崎IC)

代替ルートイメージ図(宮崎IC~笠之原IC)



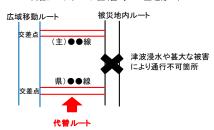


表 6 代替ルート一覧

	被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間
1)	国 道10号	延岡市 北川 IC~ 延岡市昭和町 国道 218 号交差	国道 218 号	延岡市昭和町 国道 10 号交差~ 延岡市古川町 (主) 16 号交差
			(主) 16 号稲葉崎平原 線	延岡市古川町 国道 218 号交差~ 延岡市野地町 (一)241 号交差
			(一) 241 号延岡イン ター線	延岡市野地町 (主)16 号交差~ 延岡市 延岡 IC
2	国 道 10号	延岡市昭和町 国道 218 号交差 ~	国道 218 号	延岡市昭和町 国道 10 号交差~ 延岡市古川町 (主)16 号交差
		延岡市塩浜町 国道 10 号延岡 バイパス交差	(主) 16 号稲葉崎平原 線	延岡市古川町 国道 218 号交差~ 延岡市野地町 (一)241 号交差
			(一) 241 号延岡イン ター線	延岡市野地町 (主)16 号交差~ 延岡市 延岡 IC
			国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町 国道 10 号交差~ 延岡市 延岡南 IC
3	国 道10号	延岡市塩浜町 国道 10 号延岡 バイパス交差〜 東臼杵郡門川町大字加草 舟越 交差点	国道 10 号延岡バイパス	延岡市塩浜町 国道 10 号交差~ 延岡市 延岡南 IC
4	国 道 10号	東臼杵郡門川町大字加草 舟越 交差点〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	国道 327 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市 日向 IC
(5)	国 道 10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 〜	国道 327 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市 日向 IC
		児湯郡都農町川北 都農町三日 月原交差点	(主)40 号都農綾線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡都農町 都農 IC
6	国 道 10号	児湯郡都農町川北 都農町三日 月原交差点~	(主)40 号都農綾線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡都農町 都農 IC
		児湯郡川南町川南 俵橋交差点	(一) 302 号高鍋美々 津線	児湯郡川南町川南 俵橋交差点~ 児湯郡高鍋町持田 (主)19号交差
			(主) 19 号石河内高城 高鍋線	児湯郡高鍋町持田 (一)302号交差~ 児湯郡高鍋町 高鍋 IC
7	国 道 10号	児湯郡川南町川南	(一) 302 号高鍋美々 津線	児湯郡川南町川南 俵橋交差点~ 児湯郡高鍋町持田 (主)19号交差
		児湯郡新富町富田西 新富町下 城元交差点	(主) 19 号石河内高城 高鍋線	児湯郡高鍋町持田 (一)302 号交差~ 児湯郡高鍋町 高鍋 IC
			(主)18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西 下城元交差点~ 西都市岡富 四日市交差点
			国道 219 号	西都市岡富 四日市交差点~ 西都市 西都 IC
8	国 道 10号	児湯郡新富町富田西 新富町下 城元交差点~	(主)18 号荒武新富線	児湯郡新富町富田西 下城元交差点~ 西都市岡富 四日市交差点
		宮崎市橘通東 橘通三交差点	国道 219 号	西都市岡富 四日市交差点~

	被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間
	70 1			西都市 西都 IC
			国道 10 号	宮崎市橘通東 橘通三交差点~
				宮崎市 宮崎西 IC
9	国 道 220号	宮崎市橘通東 橘通三交差点~ 宮崎市 宮崎 IC	国道 10 号	宮崎市橘通東 橘通三交差点~ 宮崎市 宮崎西 IC
10	国道	宮崎市 宮崎 IC~	(一)367 号中村木崎	宮崎市熊野 熊野交差点~
	220 号	宮崎市熊野 熊野交差点	線	宮崎市熊野・木崎橋南交差点
			(一) 338 号大久保木 崎線	宮崎市熊野 木崎橋南交差点~ 宮崎市 清武 IC
(11)	国道		(一) 367 号中村木崎	宮崎市熊野 熊野交差点~
	220号	宮崎市加江田 鵜来橋交差点	線	宮崎市熊野 木崎橋南交差点
			(一)338 号大久保木	宮崎市熊野 木崎橋南交差点~
			崎線	宮崎市 清武 IC
			(一)376 号学園木花	宮崎市加江田 鵜来橋交差点~
			台加江田線	宮崎市加江田 学園木花台交差点
			(一) 375 号学園木花	宮崎市加江田 学園木花台交差点~
			台本郷北方線	宮崎市加江田 (一) 338 号交差
			(一) 338 号大久保木 崎線	宮崎市加江田 (一)375号交差~ 宮崎市 清武 IC
(12)	 国 道	 宮崎市加江田 鵜来橋交差点~	(一) 376 号学園木花	宮崎市加江田 鵜来橋交差点~
1	220号		() 370 号字图不化	宮崎市加江田 学園木花台交差点
	220 .)		(一) 375 号学園木花	宮崎市加江田 学園木花台交差点~
			台本郷北方線	宮崎市加江田 (一) 338 号交差
			(一)338 号大久保木	宮崎市加江田 (一)375 号交差~
			崎線	宮崎市 清武 IC
			(主) 28 号日南高岡	宮崎市 田野 IC~
			線	日南市中央通 一里松交差点
			国道 222 号	日南市中央通 一里松交差点~
(13)	 国 道	 日南市春日町 春日町交差点〜		日南市春日町 春日町交差点 日南市春日町 春日町交差点~
(7)	220号	日南川春日町 春日町文差点/~ 串間市奈留 大束新町交差点	国道 222 号	日南市楠原 (市)上塚田市村線交差
	220 5	中国的水苗 八木柳的文法派		日南市大窪 (主) 3 号交差~
			(市)上塚田市村線	日南市楠原 国道 222 号交差
			(主)3号日南志布志	串間市大平 揚原交差点~
			線	日南市大窪 (市)上塚田市村線交差
			(主) 34 号都城串間	串間市奈留 大束新町交差点~
			線	串間市大平 揚原交差点
14)	国道	串間市奈留 大東新町交差点~		
	220 号	志布志市志布志町志布志 関屋口	_	_
(15)	 国 道	^{父左只} 志布志市志布志町志布志 関屋		 曽於郡大崎町假宿 大崎三文字駅交差
	220号	口交差点~	(主)64号大崎輝北線	点~曾於郡大崎町野方 荒佐三差路
		自於郡大崎町假宿 大崎三文字	国学 200 日	自於郡大崎町野方 荒佐三差路~
		駅交差点	国道 269 号	曽於郡大崎町野方 (主)64 号交差
			(主) 64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方 国道 269 号交差~
			(エ) マナラノ(神明/年4日/7)水	曽於郡大崎町 野方 IC
16	国 道 220号	曽於郡大崎町假宿 大崎三文字 駅交差点~	(主)64号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿 大崎三文字駅交差 点〜曽於郡大崎町野方 荒佐三差路
	-	曽於郡大崎町 野方 IC	国道 269 号	曽於郡大崎町野方 荒佐三差路~
				自於郡大崎町野方 (主) 64 号交差
			(主)64号大崎輝北線	自於郡大崎町野方 国道 269 号交差~ 自於郡大崎町 野方 IC
		i	I	

(7)拠点接続ルート

①具体計画に示されている防災拠点(航空搬送拠点、製油所・油槽所)と広域移動ルート等を接続するルート。



例1) 航空搬送拠点、製油所・油槽所(大分県)

「具体計画」別図 2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図(詳細版) 【大分県】より抜粋

- ②本計画において設定された活動拠点間を接続するルートも拠点接続ルートとし、 図 12-1~図 12-3 及び表 7-1~表 7-3 に示す。
- ③上記①及び②の拠点接続ルートを整理し別表5に示す。



図 12-1 広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート(大分)

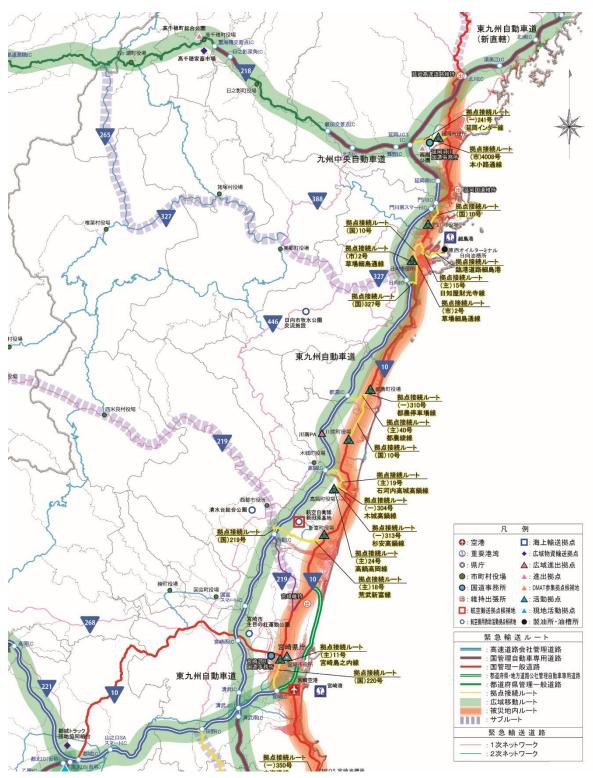


図 12-2 広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート(宮崎北部)

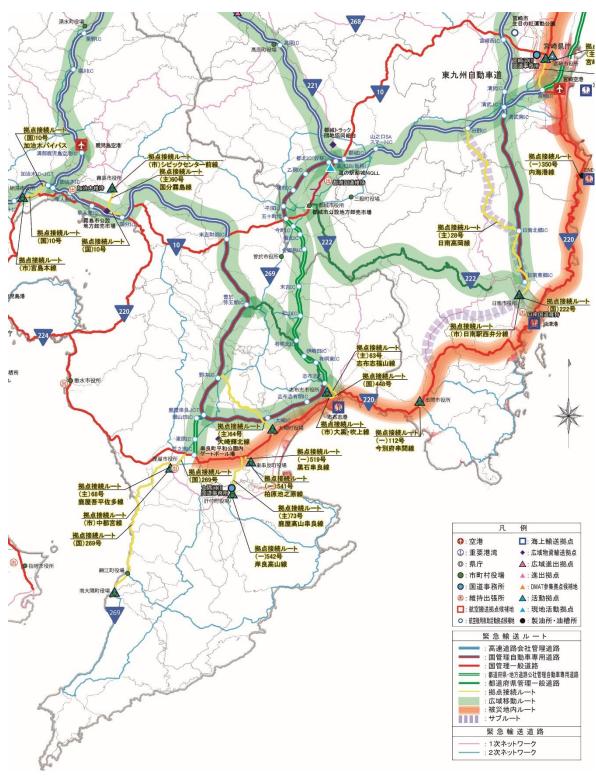


図 12-3 広域移動ルートから活動拠点間の拠点接続ルート (宮崎南部・鹿児島東部)

表 7-1 広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート(大分県)

広域移動	IC、交			
ルート	差点等	路線名	区間	活動拠点
大分自動	大分 IC	(主)21 号大分臼杵線	大分市 大分 IC~	
車道			大分市西大道 椎迫入口交差点	
		国道 210 号	大分市西大道 椎迫入口交差点~ 大分市高砂町 大道入口交差点	大分県庁
			大分市高砂町 大道入口交差点~	
		国道 197 号	大分市大手町 大分県庁	
東九州自	宇佐 IC	(一) 625 号宇佐インター線	宇佐市 宇佐 IC~	
動車道		() 023 号子は「フラー版	宇佐市下拝田 国道 387 号交差	
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一) 625 号交差~	宇佐市役所
			宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点 宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~	
		(主)44 号宇佐本耶馬溪線	宇佐市広鏡寺 広鏡寺文差点	
東九州自	宇佐 IC	() 60= □=11 () = (6)	宇佐市 宇佐 IC~	
動車道		(一) 625 号宇佐インター線	宇佐市下拝田 国道 387 号交差	
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一)625 号交差~	
			宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点	
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~	
			宇佐市岩崎 岩崎交差点	豊後高田市役所
		国道 213 号	宇佐市岩崎 岩崎交差点~ 豊後高田市新地 新地交差点	
			豊後高田市新地 新地交差点~	
		(主)34号豊後高田安岐線	豊後高田市金谷町 (主) 29 号交差	
		(主)29 号豊後高田国東線	豊後高田市金谷町 (主)34号交差~	
		(土) 29 万豆妆向田国米林	豊後高田市御玉 豊後高田市役所	
東九州自	速見 IC	(高)日出バイパス	速見郡日出町 速見 IC~	
動車道			速見郡日出町 日出 IC	
		国道 213 号大分空港道路	速見郡日出町 日出 IC~ 杵築市 杵築 IC	
			杵築市 杵築 IC~	国東市役所
		(一)404 号大分空港道路	国東市安岐町 塩屋交差点	
			国東市安岐町 塩屋交差点~	
		国道 213 号	国東市国東町 国東市役所	
東九州自	速見 IC	(高)日出バイパス	速見郡日出町 速見 IC~	
動車道		(同) 山山ハイハ人	速見郡日出町 日出 IC	
		 国道 213 号大分空港道路	速見郡日出町 日出 IC~	 杵築市役所
			杵築市 杵築 IC	
		(主)49号大田杵築線	杵築市 杵築 IC~ 杵築市杵築 杵築市役所	
大分自動	別府 IC	()) (()	別府市 別府 IC~	
車道		(主) 11 号別府一宮線	別府市堀田 堀田三差路交差点	
		(主)52 号別府庄内線	別府市堀田 堀田三差路交差点~	別府市役所
		(エ/ ひと つかががたとえがX	別府市山の手町 グローバルタワー交差点	ורזאניוי העניי
		(市)富士見通り	別府市山の手町グローバルタワー交差点	
十八白針	+4.10		~別府市上野口町 別府市役所	
大分自動 車道	大分 IC	(主)21号大分臼杵線	大分市 大分 IC~ 大分市西大道 椎迫入口交差点	
+			大分市西大道 椎迫入口交差点~	
		国道 210 号	大分市高砂町 大道入口交差点	大分市役所
		国道 197 号	大分市高砂町 大道入口交差点~	
			大分市荷揚町 大分市役所	
東九州自	臼杵 IC	国道 502 号	日本市 日本 IC~	
動車道			日杵市福良 土橋交差点 日杵市福良 土橋交差点~	臼杵市役所
		(主)33号臼杵停車場線	日件巾俑良 工備交差点~ 日杵市臼杵 日杵市役所	
<u>t</u>	<u> </u>	<u> </u>	36	<u> </u>

36

広域移動ルート	IC、交 差点等	路線名	区間	活動拠点
東九州自 動車道	津久見 IC	国道 217 号	津久見市 津久見 IC~ 津久見市門前町 (主)36 号交差	津久見市役所
		(主)36 号佐伯津久見線	津久見市門前町 国道 217 号交差~ 津久見市宮本町 津久見市役所	/丰//元川1文//
東九州自 動車道	佐伯 IC	(主)36 号佐伯津久見線	佐伯市 佐伯 IC~ 佐伯市上岡 脇排水機場前交差点	佐伯市役所
		国道 217 号	佐伯市上岡 脇排水機場前交差点~ 佐伯市中村南町 佐伯市役所	1410111271
東九州自動車道	速見 IC	(高)日出バイパス	速見郡日出町 速見 IC〜 速見郡日出町藤原 日出インター入口交差 点	日出町役場
		国道 10 号	速見郡日出町藤原 日出インター入口交差 点〜速見郡日出町 日出町役場	
東九州自 動車道	宇佐 IC	(一) 625 号宇佐インター線	宇佐市 宇佐 IC~ 宇佐市下拝田 国道 387 号交差	
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一)625号交差~ 宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点	
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~ 宇佐市岩崎 岩崎交差点	
		国道 213 号	宇佐市岩崎 岩崎交差点~ 国東市国見町 (一) 524 号交差	東国東郡姫島村 役場
		(一)524 号伊美港線	国東市国見町 国道 213 号交差~ 国東市国見町 伊美港	
		(一)683 号北浦姫島港線	東国東郡姫島村 姫島港〜 東国東郡姫島村 (一)606号交差	
		(一)606 号西浦姫島港線	東国東郡姫島村 (一) 683 号交差~ 東国東郡姫島村 東国東郡姫島村役場	

表 7-2 広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート(宮崎県)

	12 /-2		1世紀より7世紀1年1077 11 (古明末)	<u>, </u>
広域移動 ルート	IC、交 差点等	路線名	区間	活動拠点
宮崎自動 車道	宮崎 IC	国道 220 号	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市橘通西 県庁前交差点	宮崎県庁
		(主)11 号宮崎島之内線	宮崎市橘通西 県庁前交差点~ 宮崎市橘通東 宮崎県庁	
東九州自 動車道	延岡 IC	(一) 241 号延岡インター線 (※)	延岡市 延岡 IC~ 延岡市野地 5 丁目 (市) 4008 号交差	延岡市役所
		(市)4008 号本小路通線	延岡市野地 5 丁目 (一)241 号交差~ 延岡市東本小路 延岡市役所	
東九州自 動車道	日向 IC	国道 327 号(※)	日向市 日向 IC〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	日向市役所
		国道 10 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市原町 原町交差点	
		(市)2 号草場細島通線	日向市原町 原町交差点~ 日向市本町 日向市役所	
宮崎自動 車道	宮崎 IC	国道 220 号	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市橘通西 宮崎市役所	宮崎市役所
宮崎自動 車道	田野 IC	(主)28 号日南高岡線(※)	宮崎市 田野 IC~ 日南市中央通 一里松交差点	日南市役所
		国道 222 号	日南市中央通 一里松交差点~ 日南市上平野町 日南駅前交差点	
		(市)日南駅西弁分線	日南市上平野町 日南駅前交差点~ 日南市中央通 日南市役所	
国道 222	春日町	国道 220 号	日南市春日町 春日町交差点~	串間市役所

広域移動 ルート	IC、交 差点等	路線名	区間	活動拠点
号	交差点		串間市西方 串間駅前交差点	
		 (一)112 号今別府串間線	串間市西方 串間駅前交差点~	
		() 112 与为奶奶中间級	串間市西方 串間市役所	
東九州自	門川 IC	 国道 10 号	東臼杵郡門川町 門川 IC~	門川町役場
動車道			東臼杵郡門川町中須 中須交差点	
			東臼杵郡門川町中須 中須交差点~	
		国道 388 号	東臼杵郡門川町門川尾末(町)南町平城線	
			交差	
			東臼杵郡門川町門川尾末(町)南町平城線	
		(町)南町平城線	交差~	
			東臼杵郡門川町平城東 門川町役場	
東九州自	都農 IC	 (主)40 号都農綾線(※)	児湯郡都農町 都農 IC~	都農町役場
動車道		(土) 10 3日/2020年(八)	児湯郡都農町川北 三日月原交差点	
		 (一)310 号都農停車場線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~	
		() 310 与邮展证书物版	児湯郡都農町川北都農町役場	
東九州自	都農 IC	(主) 40 号都農綾線(※)	児湯郡都農町 都農 IC~	川南町役場
動車道		(土) 40 与即長板脉(穴)	児湯郡都農町川北 三日月原交差点	
		 国道 10 号	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~	
		四位 10 与	児湯郡川南町川南 川南町役場	
東九州自	高鍋 IC	(主)19 号石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町 高鍋 IC~	高鍋町役場
動車道		(%)	児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点	
		 (一)304 号木城高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点~	
		() 30 1 - 32 (児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点	
		 (一)313 号杉安高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点~	
			児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点	
		 (主)24 号高鍋高岡線	児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点~	
		(III) E i Diesagnesiesies	児湯郡高鍋町上江 高鍋町役場	
東九州自	西都 IC	 国道 219 号(※)	西都市 西都 IC~	新富町役場
動車道			西都市岡富 四日市交差点	
		 (主)18 号荒武新富線(※)	西都市岡富 四日市交差点~	
		(1)	児湯郡新富町上富田 新富町役場	

[※]代替ルートと重複。

表 7-3 広域移動ルートから活動拠点までの拠点接続ルート(鹿児島県)

広域移動ルート	IC、交 差点等	路線名	区間	活動拠点
東九州自 動車道	志 布 志 IC	(主)63 号志布志福山線	志布志市 志布志 IC~ 志布志市志布志町 関屋口交差点	志布志市役 所
		国道 448 号	志布志市志布志町 関屋口交差点~ 志布志市志布志町 志布志支所前交差点	
		(市)大黒・吹上線	志布志市志布志町 志布志支所前交差点~ 志布志市志布志町 志布志市役所	
大隅縦貫 道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市札元 札元 269 交差点	鹿屋市役所
		国道 269 号	鹿屋市札元 札元 269 交差点~ 鹿屋市北田町 北田町交差点	
		(主)68 号鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田町 北田町交差点~ 鹿屋市共栄町 市役所前交差点	
		(市)中都宮線	鹿屋市共栄町 市役所前交差点~ 鹿屋市共栄町 鹿屋市役所	
九州自動 車道	加治木 IC	国道 10 号	姶良市 加治木 IC~ 姶良市西餅田 宮島北交差点	姶良市役所
		(市)宮島本線	姶良市西餅田 宮島北交差点~ 姶良市宮島町 姶良市役所	

広域移動ルート	IC、交 差点等	路線名	区間	活動拠点
東九州自 動車道	国分 IC	国道 10 号	霧島市 国分 IC~ 霧島市国分広瀬 広瀬西交差点	霧島市役所
		(主)60号国分霧島線	霧島市国分広瀬 広瀬西交差点~ 霧島市国分中央 国分中央 3 交差点	
		(市)シビックセンター前線	霧島市国分中央 国分中央 3 交差点~ 霧島市国分中央 霧島市役所	
東九州自 動車道	野方 IC	(主)64 号大崎輝北線(※)	曾於郡大崎町 野方 IC~ 曾於郡大崎町假宿 大崎町役場	大崎町役場
大隅縦貫 道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 肝属郡東串良町岩弘 (一)519 号交差	東串良町役場
		(一)519 号黒石串良線	肝属郡東串良町岩弘 国道 220 号交差~ 肝属郡東串良町池之原 池之原交差点	
		(一)541 号柏原池之原線	肝属郡東串良町池之原 池之原交差点~ 肝属郡東串良町川西 東串良町役場	
大隅縦貫 道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市串良町有里 宮下交差点	肝付町役場
		(主)73 号鹿屋高山串良線	鹿屋市串良町有里 宮下交差点~ 肝属郡肝付町新富 (一)542号交差	
		(一)542 号岸良高山線	肝属郡肝付町新富 (主)73号交差~ 肝属郡肝付町新富 肝付町役場	
大隅縦貫 道	笠之原 IC	国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市札元 札元 269 交差点	南大隅町役 場
		国道 269 号	鹿屋市札元 札元 269 交差点~ 肝属郡南大隅町根占川北 南大隅町役場	

※代替ルートと重複。

(8) その他の防災拠点を接続するルート

上記、航空搬送拠点、製油所・油槽所、活動拠点以外の防災拠点と広域移動ルート等を結ぶルートを本計画では「その他の緊急輸送ルート」として整理し別表6に示す。

2-4. 道路啓開調査・作業

発災時には、前項の道路啓開路線において、被災箇所・被災規模の状況を調査する。これらの啓開ルートには、災害対策基本法第76条の6による道路の区間指定を行い、道路啓開に障害となる車両を迅速に移動できるようにする。九州地方整備局は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動を行う。各道路管理者は、班員の健康を第一に考慮しつつ、啓開ルートを構成するそれぞれの管理路線の道路啓開を実施するとともに、それぞれの役割に応じて一体的かつ連携・協力して取り組む。また、各道路管理者及び関係機関は情報共有並びに必要な調整を行う。

(1) 道路啓開調査

- 1) 各道路管理者は発災後、ただちに点検(道路啓開調査)を実施するが以下①~ ⑤の考え方にて実施することとする。
- 2) 各道路管理者は道路被災・通行可否状況並びに道路啓開調査状況の情報提供を 九州地方整備局に行う。また、市管理における啓開ルートの道路被災並びに通 行可否状況については所管する県において情報集約し九州地方整備局へ情報提 供を行うこととする。
- 3) 道路啓開調査は最低限、緊急通行車両の通行可否について判断し、緊急車両通 行のための必要最小限の応急措置を実施する。応急措置に時間を要する場合、 別路線の調査に移行する。
- 4) 道路啓開調査に関する分担表については別表 1~6 に示す。

①広域移動ルートの道路啓開調査

①-1 各道路管理者の道路啓開調査に加え、九州地方整備局出先事務所は実走による道路 啓開調査を行う。

対象路線は下記の路線とする。

広域移動ルート:高速道路(国、NEXCO管理)、国道 57号 等

※広域移動ルートにおいて緊急通行車両通行不可の場合に以下の路線において 道路啓開調査を実施する。

サブルート : 国道 10 号(豊後大野市犬飼〜延岡市北川)、国道 265 号、 国道 327 号、国道 219 号、(主)日南高岡線、(主)日南志 布志線、(主)都城串間線

① - 1 に加え、九州地方整備局出先事務所実走路線沿線の防災拠点(弥生スポーツ公園、高千穂町総合公園、大分県央飛行場)の確認を行う。

②被災地内ルート

被災地内ルートは、全線、国管理路線であることから、九州地方整備局出先事務所に て道路啓開調査を実施する。また、九州地方整備局出先事務所は実走路線沿線における 防災拠点の確認を行う。

③代替ルート

代替ルートの道路啓開調査は代替ルートが被災地内ルートへの進入路となる路線という機能を持つことから、各道路管理者の点検(道路啓開調査)に加え、九州地方整備局出先事務所は実走による道路啓開調査を行う。また、九州地方整備局出先事務所は実走路線沿線における防災拠点の確認を行う。

- ④拠点接続ルート・その他の緊急輸送ルート 各道路管理者により実施。
- ⑤上記①、③、④において被災県の要請に応じて、国による道路啓開調査も可とする。

(2) 道路啓開作業

- 1) 各道路管理者は道路啓開調査状況を受け作業を実施するが以下①~⑤の考え方にて実施することとする。
- 2) 各道路管理者は道路被災・通行可否状況並びに道路啓開作業状況の情報提供を 九州地方整備局に行う。また、市管理における啓開ルートの道路被災並びに道 路啓開作業状況については所管する県において情報集約し九州地方整備局へ情 報提供を行うこととする。
- 3) 道路啓開作業に関する分担表については別表 1~6 に示す。

①広域移動ルートの道路啓開作業

広域移動ルートの道路啓開作業については、以下を基本とし図 13 に示す。

- ①-1 道路啓開作業は各道路管理者が実施する。
- ①-2 サブルート(国管理路線除く国道 265 号、国道 327 号、国道 219 号、(主) 日南高岡線、(主)日南志布志線、(主)都城串間線)について、広域移動ルートの啓開調査結果※に応じて、当該路線の各道路管理者が実施する。(※広域移動ルートの啓開作業が困難な場合に実施)

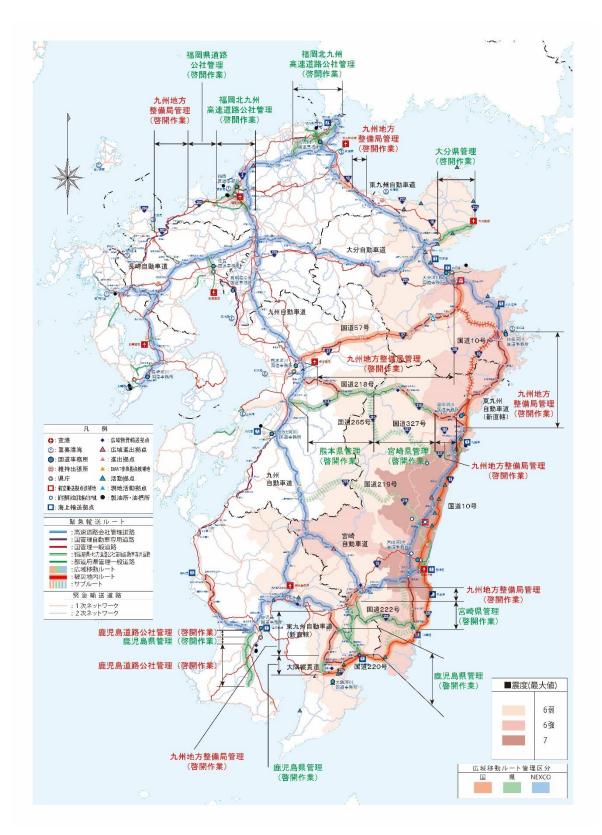


図 13 広域移動ルートの啓開作業区分

②被災地内ルート

被災地内ルートの道路啓開作業は全線、国管理路線であることから九州地方整備局出 先事務所にて実施する。③代替ルート

代替ルートの道路啓開作業は代替ルートが被災地内ルートへの進入路となる路線という機能を持つことから災害対策基本法の要請を事前に受けたものとみなし、被災地内ルートの通行状況を確認の上、必要に応じて九州地方整備局出先事務所により実施。なお、各道路管理者に費用負担が生じることとなる作業を実施する際には協議を行うものとする。

サブルートと重複する路線においては広域移動ルート及び被災地内ルートの通行状況 に応じて九州地方整備局出先事務所により実施する。

- ④拠点接続ルート・その他の緊急輸送ルート 各道路管理者により実施。
- ⑤上記①、④においては災害対策基本法に基づく要請を受け国による道路啓開作業を可能 とする。

【参考:災害対策基本法】(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

なお、緊急輸送ルートの道路啓開調査・作業主体の基本的考え方を以下に示す。

緊急輸送ルートの道路啓開調査・作業主体の基本的考え方

緊急輸送ルート	ルートの定義	路線名	路線名 道			道路管理者				道路啓開調査		道路啓開作業
広域移動ルート	・部隊等の広域的な移動のためのルート。 ・主に高速道路又は直轄国道により構成。 ・高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が 重複している場合には、高速道路を優先。 ・都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮。	高速道路、国道57号 等	国	県		N	公	調査(点検) 各管理者	○	各管理者 (国:災対法第74条の3による 道路啓開作業実施)		
サブルート	・広域移動ルートにおいて、機能が確保できない場合における部隊等の移動のためのルート	国道10号(豊後大野市犬飼~延岡市北川)、 国道265号、国道327号、国道219号、 (主)日南高岡線、(主)日南志布志線、(主)都城串間線	国	県				各管理者	△ 広域移動ルート が通行不能の 場合	各管理者 (国:災対法第74条の3による 道路啓開作業実施)		
被災地内ルート	・甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート	国道10号(延岡市北川町長井~宮崎市橘通東)、 国道220号(宮崎市橘通東~鹿屋市笠之原町)	国					国	_	国		
代替ルート	被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、 津波浸水により通行できない可能性が高い場合に 考慮するルート	・本編図9-1、9-2及び表3参照 ・別表4参照	围	県	市			各管理者	0	国: 被災地内ルートの代替とし て必要な場合 (国: 災対法第74条の3による 道路啓開作業実施) 上記以外は各管理者		
拠点接続ルート	・人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる <u>航空搬送拠点及び製油所・油槽所、活動拠点</u> と上記のルートの間を接続するルート。	・大分県、宮崎県、鹿児島県東部について、本編図10-1~10-3及び表4-1~4-3参照・別表5参照	围	県	市			各管理者	_	各管理者 (国:災対法第74条の3による 道路啓開作業実施)		
その他の緊急輸送ルート	・その他の防災拠点(※)と広域移動ルート等を結ぶ 緊急輸送ルート	・別表6参照	围	県	市		公	各管理者	_	各管理者 (国:災対法第74条の3による 道路啓開作業実施)		

国: 九州地方整備局, 県: 各県・政令市, 市: 各市, N: NEXCO西日本, 公: 福北公社、各県道路公社国実走: 国管理以外の路線における実走調査を記入。

※進出拠点, 救助活動拠点, 広域物資輸送拠点, 海上輸送拠点,

2-5. タイムラインの作成

南海トラフ地震発災後、九州東進作戦を実施するにあたり、いつ何をするかについて明らかにした具体的な行動計画(以下、「タイムライン」という。)を作成しておくことは、迅速な道路啓開を実施する上で、啓開活動に従事する者の意識醸成の観点でも極めて有効である。従って、九州東進作戦のルート別に詳細なタイムラインを作成することとする。タイムラインは、啓開ルートの調査・作業にあたるそれぞれの道路啓開を担当する各道路管理者により速やかに作成し、実走により予め確認しておくものとする。タイムライン作成にあたり、国や地方自治体が平時から連携し、事前に議論しておくことで、被災後の迅速な対応につながる。災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。図 14 及び図 15 に九州地方整備局出先事務所におけるタイムライン及びタイムラインに基づくルート図のイメージを示す。九州地方整備局各出先事務所は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、

ア 通行可能区間 (緊急通行車両のみか否かを含む)

- イ 通行止め区間 (通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む)
- ウ 点検中区間(点検完了の見通しを含む)
- 工 未点検区間(未点検の要因を含む)

を明らかにして、九州地方整備局 道路部に対して定期的に報告するものとする。

なお、想定する被災量は、あくまで一定の仮定に基づくものとなるため、実際の被災は地震の規模や時間帯、交通状況によって異なる場合があることに留意が必要である。

タイムライン

- ① 発災後、ただちに参集し3時間を目途に道路啓開調査着手。その際には軽微な補修に対応できるよう最低限の資機材を準備すること。
- ② 12時間以内で広域移動ルートの通行可否情報を集約、迂回路を設定し、関係機関へ 情報を提供。
- ③ 24時間以内で広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開を完了。
- ④ 東九州道等を活用し、72時間以内で被災地内ルート(R10, R220)の概ねの 道路啓開を完了。

想定時間 東側事務所 西側事務所 (※発災時間に より変化するこ とに留意) 北九州② 福岡① 宮崎① 宮崎② 大隅① 大隅② 北九州① 福岡② 佐賀 長崎 熊本① 熊本② 八代 鹿児島① 鹿児島② 大分 佐伯 延岡 発災 発災後、ただちに事務所参集し道路啓開調査着手。道路啓開担当調査員は幅広に事前指定。 1日目 0:30h)各事務所管理区間の啓開調査(「大津波・津波警報発令区間外」)。 捗状 ②通行止め(侵入抑制)措置 3:00h 事務所出発 東九州道 小倉東IC 都市高速(名島) 長崎道 佐賀大和IC 長崎道 長崎芒塚IC 九州道 鹿児島IC 東九州道 延岡IC 都市高速 R220. 九州道 R220 R57 熊本IC 八代IC R10、R57(現 R10 (志布志方 鹿児島IC 小倉南IC (名島) 宮崎IC 大隅椎貫道 R10, R210 E報伝達 道、中央道) 調査 東九州道 宮崎西IC 調査 4:00h 行橋IC 太宰府IC 鳥栖IC 東彼杵IC 大津町 松橋IC 松橋IC 薩摩吉田IC 田野IC 弥生スポーツ 主)日南高 R10 大分道 R218 隼人西IC 東九州道 公園(R10) 大分県央 以降、浸水 5:00h 豊前IC 甘木IC **6回的原道**2 広川IC 佐賀大和IC 東九州道 えびのJCT 日出町役場 佐伯IC 末吉財部IC 空港(R57) 箇所を確認 つつ、代替 都農IC(R10 R202 宮崎県境 末吉財部IC 宮崎道 折り返し 一トを調査 曾於弥五郎 6:00h 太宰府IC 天瀬高塚IC 県境 久留米IC 高千穂町 植木IC えびのIC 宮崎県境 R222 都城IC 日南市役所 折り返し 総合公園 (主)志布志 福山線 7:00h 道の駅ゆふいん 道の駅おおの 速見IC 八代IC 南関IC 人吉IC 都農IC 日出BP、 大分空港道路 (主)都城 中九州道 R219 宮崎IC (日向方面 串間線 犬飼IC 折り返し 8:00h 大分空港 大分IC 人吉IC 益城熊本空港IC 以降、浸水 箇所を確認 日出BP、 大分空港道路 大分河川国道 R10 宮崎県境 清武JCT 串間市役所 しつつ、代替 レートを調査 9:00h 速見IC えびのJCT 佐伯IC 高千穂町 日南市役所 折り返し 以降、浸水 高千穂町 総合公園 筒所を確認 日出IC 大分米良IC 宮崎道 R218 東九州道経由 宮崎県境 (宮崎方面 高鍋IC R220号啓開 しつつ、代替 ルートを調 10:00h R10 美里町 臼杵IC 都城IC 延岡市北川はゆま 東九州道 (県)延岡 別府市役所 11:00h 佐伯IC 宮崎IC インター線 (主)石川内 宮崎河川国道 R327 R10啓開着手 西都IC 高城高鍋線 椎葉村 延岡市役所 12h 北川はゆま R219、(主) 門川IC 荒武、新富 R327号 R10号啓開 專關着手 · 啓開着手 18:00h (主)●号啓開 着手 (県)338、(県) 376号啓開着手 日向市役所 門川町役場 新富町役場 高鍋町役場 24h 担当する広域移動ルートの概ねの道路啓開完了。被災地内(国道10号、国道220号)の啓開に向け、代替ルートの啓開作業に随時着手 2日目 以降、必要に応 主な被災地へのア じて指定 クセスルート、代替 代替ルート、被災地内ルートの啓開作業。※大津波警報解除後より着手 48h ルートの概ねの啓 48:00h 開完了 3日目 72h 2:00h 被災地内ルート(国道10号、国道220号)の概ねの道路啓開完了 4日目以降 以降、被災地域全域火の ルートを早期に啓開 ※今後、各県においても作成 OO市役所 当面の目的地:追加調査について本部より指示

南海トラフ地震における九州における道路啓開タイムライン(イメージ)

図 14 道路啓開タイムライン (イメージ)

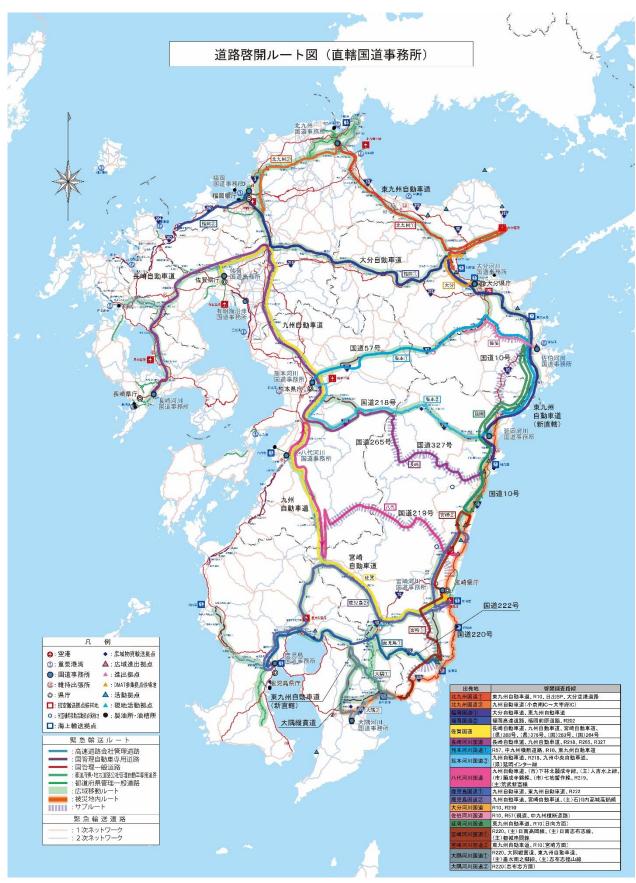


図 15 タイムラインに基づくルート図 (イメージ)

注)道路啓開調査において、九州地方整備局各出先事務所より広域移動ルート等の実走を行うが、啓開ルートの調査・作業主体は道路啓開を担当する各道路管理者とする。

2-6. 人員、資機材等の体制構築

初動体制を如何に迅速かつ確実に確保できるかが円滑な道路啓開活動はもとより後の消火活動、 救急救命活動等に大きく影響することとなる。従って、道路啓開活動を発災後迅速に開始し、円滑に 実施できるように、必要な人員体制・資機材の確保を図る。

(1) 資機材の備蓄場所

道路啓開活動に必要となる資機材については、啓開ルート別に備蓄場所を設定し、平時から 十分な量を備蓄しておくことを原則とする。

啓開ルート別に、資機材を備蓄する場所(備蓄場所)を表 8 及び図 16 に示す。備蓄が必要な資機材については、新規購入を含めて適正な配備を迅速に行うこととする。

表 8 啓開ルート別の主な備蓄場所

路線名	管理者	備蓄場所
東九州自動車道	九州地方整備局	福岡国道事務所、大分河川国道事務所、中津維持出張所、
(新直轄)		大分維持出張所、延岡河川国道事務所、延岡高速道路維持
		出張所、大隅河川国道事務所
国道10号	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、
(被災地内ルート)		宮崎維持出張所、延岡国道維持出張所
国道57号	九州地方整備局	熊本河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、
		阿蘇国道維持出張所、竹田維持出張所
国道218号	九州地方整備局、	延岡河川国道事務所、(熊本河川国道事務所、長崎河川国
	熊本県、宮崎県	道事務所)、熊本県県央広域本部宇城地域振興局、熊本県
		県央広域本部上益城地域振興局、宮崎県西臼杵支庁
国道220号	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所、大隅河川国道事務所、宮崎維持出張
(被災地内ルート)		所、日南国道維持出張所
国道222号	宮崎県	(鹿児島国道事務所、都城国道維持出張所、加治木維持出
		張所)宮崎県都城土木事務所
(主) 志布志福	鹿児島県	(大隅河川国道事務所)
山線		鹿児島県大隅地域振興局建設部土木建築課曽於市駐在
サブルート他	九州地方整備局、	佐伯河川国道事務所、(北九州国道事務所、福岡国道事務
	熊本県、宮崎県、	所、長崎河川国道事務所、八代河川国道事務所、佐賀国道
	人吉市、日南市	事務所、宮崎河川国道事務所、宮崎維持出張所、日南国道
		維持出張所)熊本県県央広域本部上益城地域振興局、熊本
		県県南広域本部球磨地域振興局、宮崎県日向土木事務所、
		宮崎県西都土木事務所、宮崎県都城土木事務所
高速道路	NEXCO	北九州高速道路事務所、久留米高速道路事務所、熊本高速
		道路事務所、鹿児島高速道路事務所、宮崎高速道路事務
		所、長崎高速道路事務所、佐賀高速道路事務所、大分高速
		道路事務所

()は、国管理路線以外で道路啓開調査(実走)を行う九州地方整備局の備蓄場所



図 16 啓開ルート別の主な備蓄場所

(2) 道路啓開体制の構築

道路啓開活動において、橋梁段差、路上車両、ガレキ堆積、電柱倒壊などの被災リスクに対応すべく、初動体制時に必要となる重機、オペレータや作業員が発災後直ちに自動参集できるよう体制を整える。加えて、令和6年能登半島地震の教訓に基づき、道路啓開作業の長期化を見据え、初動以降に順次必要となる資機材や人員等の支援体制も構築しておくことが重要である。道路管理者は、啓開用資機材や通信機器等を融通できるよう、建設業者等の民間企業と平時からコミュニケーションをとり、資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

道路啓開体制構築のため、資機材の確保や重機の手配、オペレータや作業員の確保等実際に啓開 作業に従事する建設業者・レッカー組合等の民間事業者との災害時協定の締結を図る。

なお、啓開ルート区間延長が長いこと、被災地域においてはほぼ同時に多数の啓開作業箇所の発生が予想されることに対して、当該地域に拠点を置く地元の建設業者及び民間事業者等の数が少ないことも考えられる。よって、効率的かつ迅速な道路啓開のため、啓開責任主体となる各道路管理者間において建設業者及び民間事業者等の適切な割り当て調整を行う必要がある。

九州地方整備局では九州建設業協会、九州各県建設業協会等と、九州地方整備局出先事務所においては建設業者等と「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定」を締結し応援体制を構築し、道路啓開活動を実施する。

加えて、被災時には道路寸断箇所に対する代替路確保が困難な場合が生じるため、自衛隊と連携 し、陸上からのアクセスに限らず、海上や航空からのアクセスルートを確保することでネットワー ク構築を図る。

また、電柱倒壊や水道管の破裂等道路の占用物件の被災が発生した場合には、各専門業者による対応が必要となることが想定されることから、撤去方法や役割分担等について事前に調整し、その体制を整備しておくこととする。

(3)通信手段の確保

発災時においては、一般電話並びに携帯電話等が機能しないことが想定されることから、九州地方整備局(出先事務所、出張所含む)においては各県等との通信手段として陸上移動無線 (マイクロ回線)を活用するものとする。

また、陸上移動無線(マイクロ回線)のみならず災害時に対応可能な衛星携帯等の通信機材 を配備するとともに、通信事業者との連携強化を図ることで、非常時の通信網を確保するもの とする。

(4) 燃料等の調達・確保

道路啓開活動に必要となる建設機械等の燃料確保については、石油連盟や全国石油商業組合連合会等と輸送方法、供給箇所等について事前調整や協定を締結するなどし、供給を確保するものとする。九州地方整備局においては「災害時における石油類燃料の供給・運搬に関する協定書」を締結している。

2-7. 訓練の実施

本計画の実効性を高めるため、実践的な訓練を通じ、道路啓開に従事する者が地震発生後に何を どのタイミングで何に留意して行うかといった具体的な行動について習熟しておくことは非常に重 要である。従って、平時から南海トラフ地震の発生を想定した実働訓練・情報伝達訓練等の各種訓 練を関係機関(国、地方公共団体、民間企業)の連携・協力のもとに定期的に実施し、平時から防 災関係機関等との横断的連携強化を図ることで、現場対応力の向上を図る。また、訓練の実施を通 じて得られた知見や課題等を踏まえ、本計画及び訓練の内容・方法について必要な見直しを行う。

また、災害対策基本法の改正により、緊急通行車両の通行を確保するため、車両等について道路 管理者が自ら移動等の措置を実施することができることとなった。これを踏まえ、定期的な訓練や ホイールローダ等による車両撤去など新たな手法への重点的・技術的訓練等を通じ、障害物の迅速 な撤去についても技能の習熟を図る。



ホイールローダによる車両移動



ホイールローダによる車両移動 (アタッチメント装着)



遠隔操作によるガレキ等撤去



占用者(電力会社)によるケーブル敷設

写真 2 九州地方整備局等の防災実動訓練

2-8. 事前広報の実施

南海トラフ地震発生時においては、特に九州東沿岸部を中心に、深刻な道路交通麻痺等の発生が 懸念されている。よって、膨大な量の路上車両のうち放置される車両を道路利用者の協力によって 如何に削減・抑制することができるかが重要となり、発災直後の車の利用抑制(交通総量の抑制)、 車のキーをつけたままの避難(移動困難車両の削減)、啓開ルート及び車線への進入禁止(啓開ルートからの一般車両排除)等についての理解と協力を得る必要がある。

このため、地震発災時の心得やとるべき行動等について、平時からドライバーへのチラシやパネル等を通じ周知徹底を図り、道路啓開への協力について理解を求めていくこととする。道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。

3. 発災後の対応

3-1. 被災状況の把握・情報集約・共有

九州東進作戦においては、投入可能な人員・資機材に限りがあるため、効率的かつ迅速に道路啓開活動を実施するには、道路本体の損傷、倒壊建物のガレキ、路上車両や電柱倒壊等の発生に伴う緊急通行車両の通行可否等の道路被災情報を的確に把握することが非常に重要となる。従って、各道路管理者は、発災後、直ちに初動体制を立ち上げ、道路啓開ルートの道路啓開調査を開始し、CCTV等による確認を含め速やかに被災状況の把握に努めることとする。

また、壊滅的被害が発生しているエリア等では、道路啓開調査が困難な路線・区間も想定されることから、国交省災害対策用ヘリ(「はるかぜ号」)や各県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等の活用など、上空から被災状況を確認しつつ、九州地方整備局の光ファイバーネットワーク等を通じ自治体、関係機関等に対しリアルタイムで映像配信を行い素早く情報の把握に努める。

ヘリコプターによる被災調査については、東海岸線被災状況と災害対策車両等進入路の2つの調査を行う。調査飛行ルートは図17-1、図17-2に示す通りであるが、被災状況を考慮し、臨機にルートを選定する。

早期の道路啓開のため、迅速な情報収集力の向上にも努める。バイク・自転車隊・AIweb カメラや UAV(無人航空機)、ETC2. 0及び民間のプローブデータなどの交通情報等の活用や民間が保有する情報の活用を行う。

なお、各道路管理者が自ら調査を実施することに加え、予め締結した災害協定に基づき協定会社等を活用して調査を実施する体制を整えておくことも重要である。

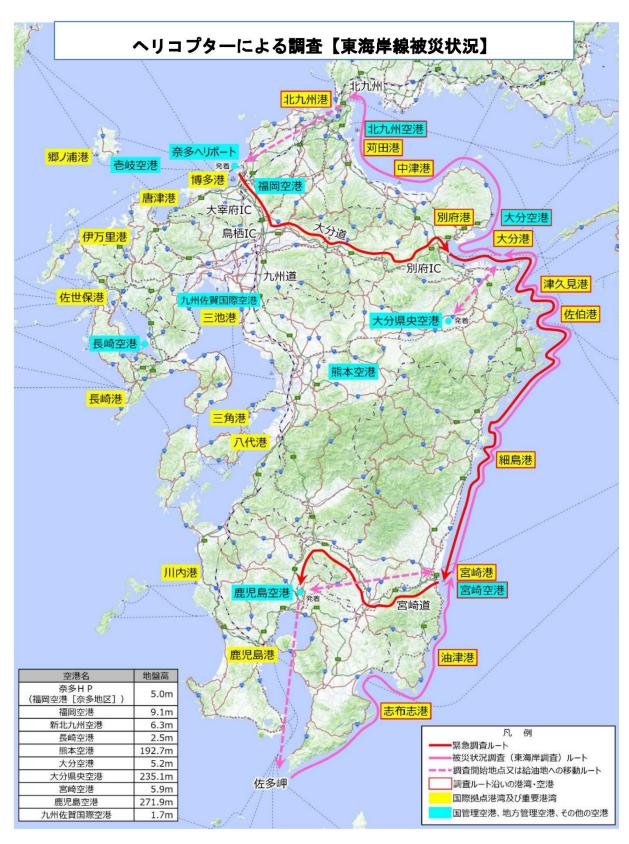


図 17-1 東海岸線調査ルート

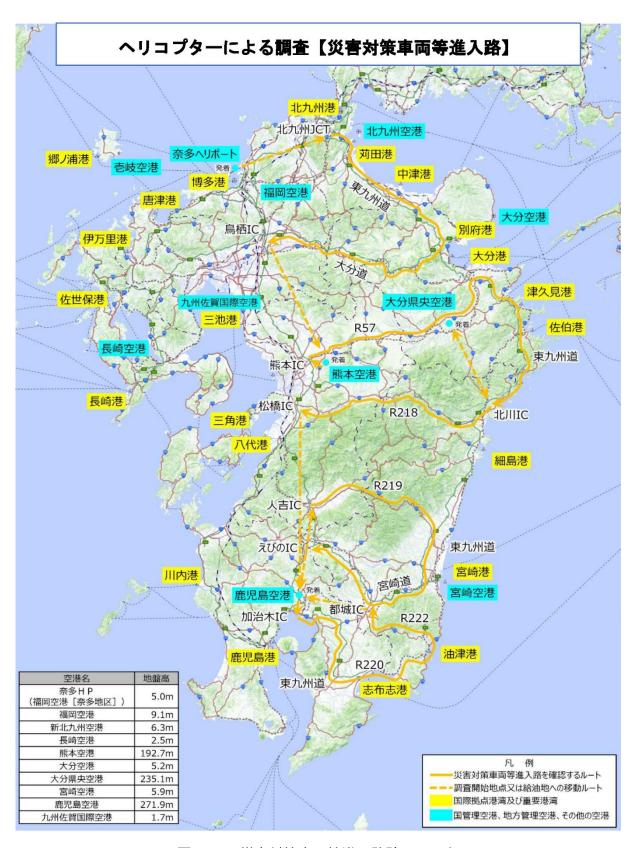


図 17-2 災害対策車両等進入路確認ルート

これらにより把握した道路被災状況に関しては、今後の道路啓開活動における情報として一元的に集約することが重要である。

九州地方整備局は九州 7 県全域を管轄とし、直轄国道をはじめ、各県の道路事情に精通し、複数県にまたがる情報集約が可能である。また、各県とは防災上の観点からもつながりが多く情報のやりとりも常に行っているところである。よって、九州地方整備局は、道路啓開ルートにおける被災状況、道路啓開状況について各道路管理者から定期的に情報提供をうけ、情報集約を行う。さらに、市道については所管する各県において情報を集約し九州地方整備局に対し定期的に情報提供を行うこととする。

また、時々刻々と変化する現地の状況に柔軟に対応し、かつ迅速な道路啓開を実施するためには、現場レベルの連携が非常に重要となることから、各道路管理者の出先機関においては、関係機関等との情報共有・協力のもと啓開ルートの迅速な啓開に向け、調査を行うことが重要であり、道路被災や事故・交通麻痺等の情報を入手した際には、上部組織に報告するとともに、上部組織は、その情報を九州地方整備局に集約する。

これら九州地方整備局に集約した情報は随時、各道路管理者・関係機関等と情報共有することとする。

令和元年度より、ISUT(Information Support Team:災害時情報集約支援チーム)が本格運用を開始した。大規模災害発生時、内閣府調査チーム※が派遣された際に ISUT が派遣されるため、該当する場合は ISUT が集約した情報を活用する。具体的な活動内容として、現地(被災県の災害対策本部等)で、国・自治体・民間の関係機関から、気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所・物資拠点の開設状況等の災害情報の収集が挙げられる。また、災害対応者のニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた電子地図を作成し、専用 Web サイト等で情報を共有する。災害対応で散在・錯綜しがちな各機関の情報を集約することで、関係者全員へ本部と同じ情報を瞬時に共有することが可能となる。

令和6年度より、総合防災情報システム(通称:SOBO-WEB)の運用が開始された。

※内閣府調査チーム:大規模災害発生時に、速やかに被災地に入り、被害情報等を収集、報告するとともに、非常災害現地対策本部等の設置の準備等を行うチーム。

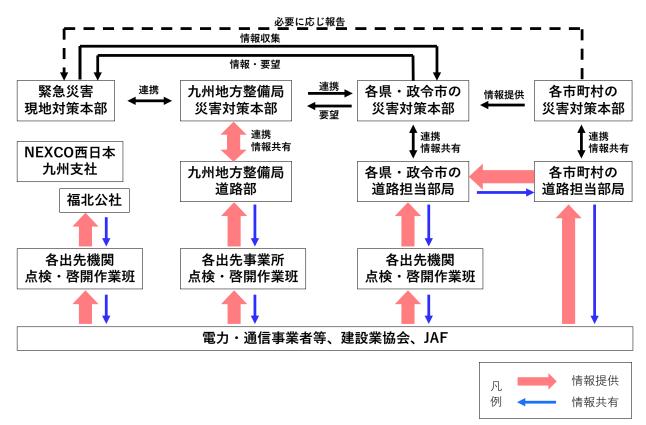


図 18 道路啓開情報収集の主な流れ

3-2. 初動体制及び人員・資機材について

各道路管理者は、予め設定した参集体制、資機材等を確保し、発災後直ちに、道路啓開 調査・作業に自動的に出動する。

また、九州地方整備局は、九州すべての県、政令市、市町村と「大規模な災害時の応援 に関する協定」を締結しており、要請に応じ九州地方整備局が保有している対策本部車、 排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、情報収集車、路面清掃車等の災害対策用機械等の派 遣を行っていくこととする。

特に、排水ポンプ車については津波浸水による排水活動を実施する上で重要なことから、 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通確保に支障となる場合には、排水 ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。九州地方整備局は浸水状況等により適切に配 置するとともに、各県等からの要請に応じ支援を行うものとする。

3-3. 道路啓開の実施内容

(1) 道路啓開の基本方針

各道路管理者は、その管理する道路について、事前調整を行った協定業者を含む協力業者(建設業者、コンサルタント)と共に、効果的な障害物の除去による道路啓開を行う。本計画の「2-4. 道路啓開調査・作業」に記載している道路啓開調査、道路啓開作業を直ちに実施するとともに、各々の管理区間において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づく区間指定を行い、当該指定道路区間の公安委員会への通知及び指定道路区間に在る者に対する周知等の手続きも適切に行う。

道路啓開の実施にあたっては、道路管理者において行うものとするが、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路啓開の作業進捗状況や作業体制等から各道路管理者の状況に応じ、災害対策基本法第74条の3による要請を受け、九州地方整備局が代行して実施することも視野に入れておくものとする。

また、ライフラインの早期復旧のため、道路管理者とライフライン事業者が連携を図り 対応する。

なお、道路啓開実施後においては、必要に応じて警察による緊急交通路の指定により通行車両の制限が実施されることとなる。

(2) 道路啓開の手順

1) 道路啓開調査

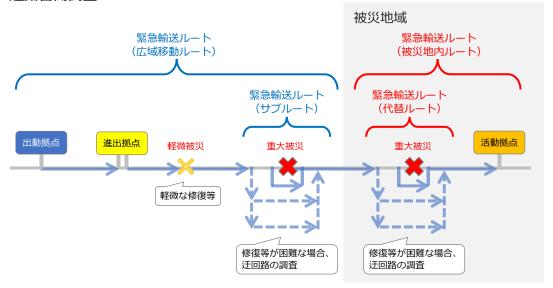


図 19 南海トラフ地震における道路啓開調査のイメージ

- ○道路啓開調査では緊急通行車両の通行可否の確認を優先して行うこととし、軽微な損傷については補修を実施し緊急通行車両の通行を確保する。
- ○大規模な被災が発見された場合には迂回路(別路線)の道路啓開調査を実施。
- ○広域移動ルートにおいて緊急通行車両通行不可の場合、事前に設定したサブルート及び同規格の道路を迂回路に設定。
- ○被災地内ルートにおいても同様に代替ルートを迂回路として設定。

2) 道路啓開作業

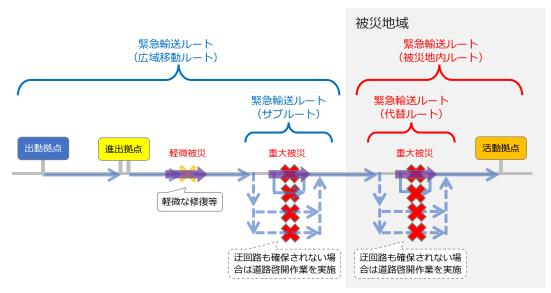


図 20 南海トラフ地震における道路啓開作業のイメージ

○道路啓開調査の結果、迂回路(別路線)も確保されない場合は、道路啓開作業を実施するものとし、適宜、道路啓開作業部隊を増強していくなど緊急通行車両の通行を早期に確保する。

(3) 道路啓開部隊の班編成

1) 道路啓開調査の班編成

道路本体の損傷、ガレキ、路上車両、電柱倒壊等に関する被災等の状況や被災規模を早 急に把握し、緊急通行車両通行のための必要最小限の応急措置が可能な班編成とする。

なお、道路啓開調査における応急措置で時間を要する場合、別路線の調査に移行する。

また、道路啓開調査が完了次第、道路啓開作業へ合流するものとする。

表 9 に、直轄国道における班編制の案を示す。

表 9 道路啓開調査に関する班編成(案)

	人員	乗用車	2 t トラック	自転車
1 班当たり	6人	1台	1台	1台
	コーン、土嚢等			
	1式			

[※]人員(運転者含む)は、職員、維持業者又は災害協力業者等

2) 道路啓開作業の班編成

道路啓開調査等により把握した被災等の状況や被災規模により必要な措置が可能な班編成とする。

想定される状況より、先導車(パトロールカー等)、応急復旧用重機・資材運搬(ユニック車、ダンプトラック等)及び放置車両撤去(レッカー車)の車両編成が考えられる。

進出拠点等に集結し一団となって啓開を行っていくことが望ましいが、被災状況や集結 状況に応じて、迅速な道路啓開作業を目的として、必ずしも全ての車両がそろわなくても 柔軟に対応する。

また、九州地方整備局においては、「2-2. 被害想定」の被害想定量をもとに30班を確保する。

表 10 に、直轄国道における班編制の案を示す。

表 10 道路啓開作業に関する班編成(案)

	人員	BF	DT	パトロールカー等
4 7117 1/7 + 10	10 人	1台	3台	1台
1 班当たり	土のう	コーン	看板	敷鉄板
	50 袋	50 基	10 枚	5 枚

※BF:バックホウ、DT:ダンプトラック

※人員(運転者含む)は、職員、維持業者又は災害協力業者等

※人員内訳(職員2人、オペレーター等4人、作業員4人)

[※]人員内訳(職員3人、作業員3人)

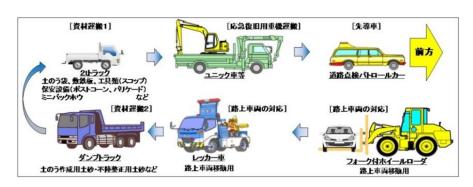


図 21 道路啓開作業部隊の編成例 (一般道啓開作業の編成イメージ)

(4) 道路啓開作業の方法

1) 啓開道路基本構造

道路啓開作業は、早期の緊急通行車両通行幅確保の為、1 車線確保を基本とする。但し、中央分離帯設置区間においては、上下毎1車線を基本とする。

また、離合場所については適宜、設けるものとする。

【片側1車線道路の場合】

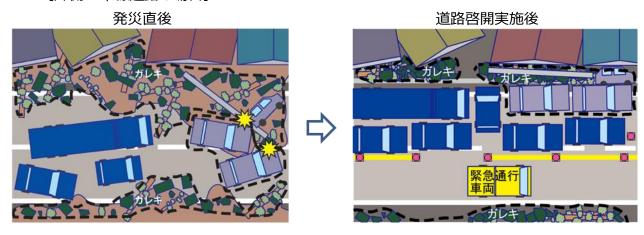


図 22 発災直後・道路啓開実施後の道路状況イメージ(片側 1 車線道路)

【多車線中分あり道路の場合】

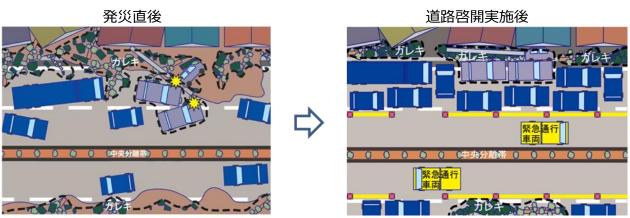


図 23 発災直後・道路啓開実施後の道路状況イメージ(多車線中分あり道路)

2) 道路啓開作業における留意事項

発災直後は、津波で運ばれたガレキ、倒壊建物のガレキ、運転手の避難等による放置車両、被災して移動不能となった車両などの発生が想定される。路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等、複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じて協議するなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。また、電柱等の倒壊などにより道路閉塞による通行止めも想定される。

道路啓開作業においては負傷者等の発見も想定されることから、その場合は速やかに作業を中断し、関係機関等と必要な調整を行った後、作業を再開する。

(5) 道路啓開作業及び作業後の一般車両の排除

道路啓開作業や作業後において消火・人命救助等の各種活動や緊急輸送ルートとしての機能に支障を来すことのないよう、緊急通行車両以外の一般車両が当該道路へ進入することを防止することは非常に重要な課題である。従って、必要に応じて、カラーコーンや看板の設置等、視覚的・物理的に一般車両の進入を防止する措置を警察と協力のもと、道路管理者等が適切に実施する。

道路管理者は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第 76 条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

九州地方整備局は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼び かけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。

県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第 76 条の4第1項の規定に基づき、道路管理者に対し、法第 76 条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。

県警察は、緊急輸送ルートについて、道路管理者等による道路啓開状況を踏まえ、県公安委員会や緊急災害対策本部や県と連携し、必要な情報提供を行いながら対応にあたる。 緊急交通路を迅速かつ的確に指定するため、適宜指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するよう努める。

南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、被災県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

(国民への協力要請の例)

- ・通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速 やかに他の場所へ移動してください。
- ・通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは 付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(6) 港湾及び河川等の活用

緊急災害対策本部及び九州地方整備局並びに被災県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場などに関して、関係機関と連携して、河川の活用を検討する。

上記の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者には、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検の実施及び結果の共有を要請する。

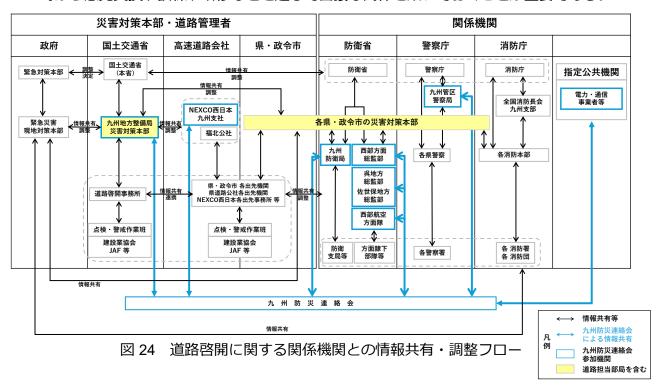
(7) 海上及び空からのアクセス

地震被害における道路寸断により代替路確保が困難な場合、防災拠点へのアクセスは海上や空からアクセスルートを確保する。海上からの上陸は津波被害等を踏まえ、道路寸断の可能性がある地域のうち、海上輸送拠点に加え、緊急輸送ルートへのアクセスが可能な港湾及び砂浜(海岸)等とする。なお、能登半島地震等の事例を踏まえ、輸送艦やLCAC等の活用を想定する。

空からは航空搬送拠点を基本に道路寸断の可能性がある地域のうち、緊急輸送ルートへのアクセスが可能な場外離着陸場等を想定する。

3-4. 関係機関との連携

迅速な道路啓開及びその後の緊急輸送ルートの確保にあたっては、各道路管理者・関係機関が適切に連携し、機動的に対応することが必要となる。このため、各機関が適切な役割分担の下、関係機関との情報共有を密にしつつ、一体的な協力及び連携体制を構築して取り組むとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行い、平時から意見交換や訓練や研修などを通じて密接な関係を築いておくことが重要である。



(1) 現地情報連絡班(リエゾン)の派遣

九州地方整備局と地方公共団体相互の情報共有及び TEC-FORCE や災害対策車両等の派遣、 支援要請の調整を行うことを派遣目的とし、九州地方整備局は発災後速やかに現地情報連絡 班(リエゾン)を各県、政令市、市町村等へ派遣するなど、情報共有を図るものとする。

設置場所は派遣先地方公共団体の災害対策本部を原則とする。体制については 2 人 1 組 (事務所課長級+事務所係長級)を基本とするが、特に重要な事象については事務所副所長 級を派遣するなど臨機応変に対応する。

なお、発災直後においては、緊急的に地方公共団体等の情報を収集する必要があることから、地方公共団体の要請を待たずに、表 11-1 に示す派遣先地方公共団体の近隣事務所より派遣することを基本とし、1 両日中に表 11-2 に示す事務所より交代要員の確保及び派遣を行うものとする。

表 11-1 発災直後のリエゾン派遣先及び派遣担当事務所

福岡県		大分県		宮崎	県	鹿児島県	
派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所
福岡県庁	福国	大分県庁	大分	宮崎県庁	宮崎	鹿児島県庁	鹿国
北九州市	北国	中津市	山国	延岡市	延岡	志布志市	志港
苅田町	苅港	宇佐市	山国	門川町	延岡	大崎町	大隅
行橋市	北国	豊後高田市	山国	日向市 (震度 7)	延岡	東串良町	大隅
築上町	北国	姫島村	大分	木城町 (震度 7)	宮崎	肝付町	大隅
豊前市	北国	国東市	大分	都農町(震度 7)	宮崎	南大隅町	大隅
吉冨町	北国	杵築市	大分	川南町 (震度 7)	宮崎		
		日出町	大分	西都市 (震度 7)	宮崎		
		別府市	別港	高鍋町 (震度 7)	宮崎		
		大分市	大分	新富町(震度7)	宮崎		
		白杵市	佐伯	内核士 (B内))	宮崎(1名)		
		津久見市	佐伯	宮崎市(震度7)	宮港 (1 名)		
		佐伯市	佐伯	日南市	宮崎		
				串間市	宮崎		

表 11-2 リエゾン交代要員派遣担当事務所

派遣先事	務所	派遣先事務所		派遣先事務所	f	派遣先事系	务所
福岡県庁	福国	大分県庁	本局	宮崎県庁	本局	鹿児島県庁	本局
北九州市	遠賀	中津市	北国	延岡市	熊本	志布志市	川内
苅田町	北港	宇佐市	筑後	門川町	熊本	大崎町	鹿国
行橋市	福国	豊後高田市	筑後	日向市 (震度 7)	熊本	東串良町	鹿国
築上町	福国	姫島村	博港	木城町 (震度 7)	熊本	肝付町	鹿港
豊前市	北国	国東市	菊池	都農町(震度 7)	立野	南大隅町	鹿営
吉冨町	北国	杵築市	菊池	川南町 (震度 7)	立野		
		日出町	熊営	西都市 (震度 7)	八代		
		別府市	筑後	高鍋町(震度 7)	八代		
		大分市	本局	新富町(震度 7)	八代		
		臼杵市	佐国	宮崎市 (震度 7)	本局		
		津久見市	佐国	日南市	川辺		
		佐伯市	本局	串間市	川辺		

※上記の事務所で対応が困難な場合、上記事務所間での応援のほか、下記事務所より応援 するものとする。

①福岡県:本局、遠賀、福国、有国、九メ、佐国、佐河、北港、博港

②大分県:本局、筑後、阿蘇、菊池、福国、有国、佐国、佐河、熊営、博港

③宮崎県:本局、熊本、立野、阿蘇、八代、八復、川辺、熊港

④鹿児島県:本局、川内、鹿国、鹿港、鹿営

(2) 道路管理者・関係機関の連携

九州地方整備局道路部は、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に 対する迂回ルート等の情報を防災関係機関と共有する。また、必要に応じて、交通の早期 確保に関する調整を行う。

県警察は警察庁と連携して広域交通管制システムを活用し、九州地方整備局は災害通行 実績データシステムによって官民ビッグデータを活用する。相互に連携を図りつつ、緊急 輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊 急災害対策本部に提供する。

道路管理者と関係機関は連携し、自衛隊・警察・消防の情報が集約されると想定される 各県・政令市の災害対策本部と九州地方整備局との密な情報共有や必要な調整を図るとと もに、現場(道路啓開作業)レベルにおいても被災状況や啓開ルートに関する情報共有や 必要な調整を図るものとする。

また、建設業協会の会員においては、災害協定等に基づき出動した場合、協定書に記載された指示者から道路啓開調査・作業等の指示を受けるものとし、情報共有を図るものと する。

(3)情報伝達の手段

メールや電話、FAXでの伝達を基本とするが、通信状況によりこれらの使用が困難な場合なども考えられる。このような場合には九州地方整備局、各県等と相互に繋がっているマイクロ回線の活用や災害時に対応可能な衛星携帯を使用することとする。

3-5. 発災後の広報の実施

地震発災後においては道路の通行可能区間(通行止め状況)や道路啓開状況(通行可能となる見通し)等に対し、広く国民に情報提供することが重要であることから各道路管理者においては管理する路線について以下の方法(ツール)等によって周知を行う。

- ・道路情報板による情報提供
- ・日本道路交通情報センター(ラジオ等)を活用した情報提供
- ・ホームページ、記者発表
- ·SNS 等
- ・立て看板等

従って、地震発災後に直ちに上記の方法を含めた広報ができるよう、あらかじめ情報提供内容や掲示などの周知方法について準備しておくこととする。

4. 今後の課題

本計画では、南海トラフ地震の発生に際し、関係機関との情報共有・必要な調整のもと、各道路管理者が道路啓開を迅速に進めるための基本的な考え方、具体的方法や役割分担等についてまとめた。しかしながら、本計画はあくまで現在の想定をもとに作成したものであることや、実際の災害時の具体的なオペレーションについては更に詳細な検討が必要であることから、実際の災害の様相に合わせ、本計画を基本としつつも臨機応変な対応が求められる。従って、現在の備えだけでは十分ではないことを肝に銘じ、計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の事項について継続的に取り組むこととする。

(1)情報伝達、情報共有の手段

本計画による道路啓開を成功させるためには、道路啓開及び災害活動に従事する関係者間の情報伝達を確実かつ正確に行えることが前提となる。

このため、関係者間の情報伝達手段が平時のみならず災害時においても確保できるよう 検討する。

また、一般の方々への周知方法については道路情報板や SNS 等の活用を基本とするが、 他の効果的な手法や提供する情報の内容等についても引き続き検討していく。

(2) 各県建設業協会との連携

協定業者は国・県・市などの各道路管理者と重複して災害協定を締結している場合があるため、連絡系統の事前調整を行う。また、迅速な道路啓開にあたり、協定業者の班体制や役割分担の事前調整、道路管理者と各県建設業協会および日本建設業連合会との連携方法などを検討する。

(3) 災害廃棄物への対応

国〔環境省〕が別途定める「災害廃棄物の処理に係る指針」に基づき、市町村が定める 災害廃棄物処理計画において具体的に示される災害廃棄物の仮置き場等を随時本計画へ反 映していく。

(4) 道路管理者の体制の確保

休日や深夜の発災など、あらゆる時間帯の対応を想定した職員や協力会社の迅速な参集 方法等、体制構築について検討する。

(5) 計画のスパイラルアップ

本計画の実行を担保するためには、日頃から災害発生を想定した訓練を重ねることによって、情報伝達や具体の道路啓開について実地での習熟を行うとともに、発災直後の被災 状況把握から情報伝達・共有、道路啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、検証・改善を行っていくことが重要である。

このため、定期的な訓練を関係機関の連携・協力のもと行っていくとともに、計画のスパイラルアップを図る。

今後、各県等の計画に応じて、本計画への追加等が必要になれば適宜改定する。

(6)被災リスクの共有

南海トラフ地震の発生に備えて、平時より道路啓開を行う各道路の被災リスクを把握し、 関係機関と共有しておくことが初動対応の効率化のために有用である。そのため、今後以 下について検討を行う。

- ① 各道路管理者で統一した条件下において想定される被災施設・内容
- ② 想定される被災施設・内容の情報共有方法
- (7) 災害時における上陸候補地(海路・空路)の検討

能登半島地震の際、半島の地形的制約から、道路ネットワークが限られ、初動における 被災状況や緊急情報の把握が困難化した。南海トラフ地震においても、津波による浸水被 害等により、陸路からのアクセスが困難となった場合に備え、海路・空路を活用した道路 啓開を行う場合の上陸地点の候補となる地点を抽出する等の検討を行う。

(別表1~6) 緊急輸送ルート道路啓開調査・作業分担表

別表 1	広域移動ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 71
別表 2	広域移動ルート(サブルート)道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 74
別表 3	被災地内ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 74
別表 4	代替ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 75
別表 5	拠点接続ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 77
別表 6	その他の緊急輸送ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)	. 87

別表 1 広域移動ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)

路線名		· · · · · · · · · · · · · · · ·
始秋石		型路台用詞目・TF未土体
関門自動車道	下関 IC~ 門司 IC	NEXCO 西日本
九州自動車道	門司 IC~ 鹿児島 IC	NEXCO 西日本
	北九州 JCT~ 佐伯 IC	NEXCO 西日本
	佐伯 IC~ 延岡南 IC	九州地整
東九州自動車道	延岡南 IC~ 清武南 IC	NEXCO 西日本
术/6/11口划千旦	清武南 IC~ 日南東郷 IC	九州地整
	志布志 IC~ 末吉財部 IC	九州地整
	末吉財部 IC~ 隼人東 IC	NEXCO 西日本
九州中央自動車道	嘉島 JCT~ 小池高山 IC	NEXCO 西日本
76/11年人口到千년	小池高山 IC~ 山都通潤橋 IC	九州地整
大分自動車道	鳥栖 JCT~ 大分米良 IC	NEXCO 西日本
長崎自動車道	長崎 IC~ 鳥栖 JCT	NEXCO 西日本
宮崎自動車道	えびの JCT〜 宮崎 IC	NEXCO 西日本
西九州自動車道	佐世保大塔 IC~ 武雄 JCT	NEXCO 西日本
国道 57 号北側復旧道路	大津 IC 入口交差点~ 阿蘇西 IC 入口	九州地整
日出バイパス	速見 IC~ 日出 IC	NEXCO 西日本
大分空港道路	日出 IC~ 杵築 IC	大分県
//J 1 /6/200	杵築 IC~ 塩屋交差点	大分県
北方延岡道路	延岡 IC~ 蔵田交差点	九州地整
高千穂日之影道路	雲海橋交差点~ 平底交差点	九州地整
都城志布志道路	都城 IC~ 乙房 IC【R6 開通予定】	九州地整
1944以11710以上正位	志布志 IC~ 五十町 IC	宮崎県内:宮崎県 鹿児島県内:鹿児島県
大隅縦貫道	鹿屋串良 JCT~ 笠之原 IC	鹿児島県
隼人道路	加治木 JCT~ 隼人東 IC	NEXCO 西日本

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
南九州西回り自動車道	鹿児島 IC~ 市来 IC	NEXCO 西日本
HJがII四回り口到千戸	市来 IC~ 薩摩川内水引 IC	九州地整
(主) 指宿鹿児島インター線 (指宿スカイライン)	鹿児島 IC~ 立迫橋	鹿児島県道路公社
(主) 指宿鹿児島インター線 (指宿スカイライン)	立迫橋~ 谷山 IC	鹿児島県
(主) 指宿鹿児島インター線 (指宿スカイライン)	谷山 IC~ 頴娃 IC	鹿児島県道路公社
北九州高速 1 号線	小倉東 IC~ 愛宕 JCT	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 2 号線	小倉駅北出入口~ 日明出入口	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 3 号線	愛宕 JCT~ 東港 JCT	福岡北九州高速道路公社
北九州高速 4 号線	門司 IC~ 八幡 IC	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 1 号線	千鳥橋 JCT~ 西公園出入口	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 2 号線	千鳥橋 JCT~ 太宰府 IC	福岡北九州高速道路公社
福岡高速 3 号線	豊 JCT〜 空港通出入口	福岡北九州高速道路公社
	古賀 IC~ 大森交差点	九州地整
国道3号	八代 IC~ 八代港線入口交差点	九州地整
	大分米良 IC~ 国道 57 号交差	九州地整
国道 10 号	北川 IC~ 橘通三交差点	九州地整
	都城 IC~ 五十町 IC	九州地整
国道 57 号	国道 10 号交差~ 熊本 IC	九州地整
	大道入口交差点~ 昭和通り交差点	大分県
国道 197 号	国道 10 号交差~ 公園東インター入口交差点	大分県
国道 199 号	日明 IC~ 北九州市道西港町 2 号線交差	北九州市
国道 208 号	佐大南交差点~ 本庄町袋交差点	佐賀県
国道 210 号	椎迫入口交差点~ 大道入口交差点	大分県
国道 213 号	塩屋交差点~ 大分空港入口交差点	大分県
国道 218 号	松橋 IC~ 蔵田交差点	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
	蔵田交差点〜(九州中央自動車道経由) 延岡 IC	九州地整
国道 219 号	インター入口交差点〜 四日市交差点	宮崎県
国道 222 号	国道 220 号交差~ 中町交差点	宮崎県
国道 263 号	佐賀大和 IC〜 SAGA アリーナ前交差点	佐賀県
国道 264 号	SAGA アリーナ前交差点~ 与賀町交差点 佐賀県	
国道 324 号	田上 IC~ 国道 324 号交差	長崎県
国道 327 号	お倉ヶ浜交差点〜 日向 IC	宮崎県
国道 444 号	大村 IC~ 桜馬場交差点	長崎県
国道 499 号	戸町 IC〜 長崎県長崎市小ヶ倉町(東西 OT 長崎油槽 所)	長崎県
国道 504 号	溝辺鹿児島空港 IC~ 空港入口交差点	鹿児島県

[%]広域移動ルートは「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」記載の輸送ルートと整合させているが、 別表1は高速道路、国道を抜粋して記載している。

別表 2 広域移動ルート(サブルート)道路啓開調査・作業主体(分担表)

路線名	区間	道路啓開調査・作業主体
国道 10 号	大分市上戸次 国道 57 号交差~ 佐伯市弥生大字小田 番匠交差点	九州地整
国坦 10 号	佐伯市弥生大字小田 番匠交差点~ 延岡市 北川 IC	九州地整
国道 217 号	佐伯市弥生大字小田 番匠交差点~ 佐伯市上岡 脇排水機場前交差点	大分県
国道 219 号	球磨郡錦町西 (市)七地蟹作線交差~ 宮崎市新名爪 国道 10号交差	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県
国道 265 号	上益城郡山都町馬見原 馬見原交差点~ 東臼杵郡椎葉村下福良 国道 327 号交差	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県
国道 327 号	東臼杵郡椎葉村下福良 国道 265 号交差~日向市 新生町 新生町交差点	宮崎県
(主)36 号 佐伯津久見線	佐伯市上岡 脇排水機場前交差点~ 佐伯市 佐伯 IC	大分県
(主)28号 日南高岡線	宮崎市 田野 IC~ 日南市中央通 一里松交差点	宮崎県
(主)3号 日南志布志線	日南上平野市 (市)上平野町二丁目交差点〜 串間市大平 揚原交差点	宮崎県
(主)34号 都城串間線	串間市大平 揚原交差点~ 串間市奈留 大束新町交差点	宮崎県

別表 3 被災地内ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)

路線名		区間	管理者	備考
国道 10 号	宮崎県延岡市 北川 IC	宮崎県宮崎市橘通東 橘通三交 差点	九州地整	
国道 220 号	宮崎県宮崎市橘通東 橘 通三交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原 IC	九州地整	宮崎南バイパス、青島バイパ ス、日南海岸ロードパーク

別表 4 代替ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)

被災地内 ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間	道路啓開調 査・作業主体
国道 10 号	延岡市 北川 IC~ 延岡市昭和町 国道 218	国道 218 号	延岡市昭和町 国道 10 号交差~ 延岡市古川町 (主)16 号交差	九州地整
	号交差	(主)16 号稲葉崎 平原線	延岡市古川町 国道 218 号交差~ 延岡市野地町 (一)241 号交差	九州地整
		(一) 241 号延岡 インター線	延岡市野地町 (主)16 号交差~ 延岡市 延岡 IC	九州地整
国道 10 号	延岡市昭和町 国道 218 号交差~	国道 218 号	延岡市昭和町 国道 10 号交差~ 延岡市古川町 (主)16 号交差	九州地整
	延岡市塩浜町 国道 10 号延岡バイパス交差	(主) 16 号稲葉崎 平原線	延岡市古川町 国道 218 号交差~ 延岡市野地町 (一)241 号交差	九州地整
		(一) 241 号延岡 インター線	延岡市野地町 (主)16 号交差~ 延岡市 延岡 IC	九州地整
		国道 10 号延岡バ イパス	延岡市塩浜町 国道 10 号交差~ 延岡市 延岡南 IC	九州地整
国道 10 号	延岡市塩浜町 国道 10 号延岡バイパス交差〜 東臼杵郡門川町大字加草 舟越交差点	国道 10 号延岡バ イパス	延岡市塩浜町 国道 10 号交差~ 延岡市 延岡南 IC	九州地整
国道 10 号	東臼杵郡門川町大字加草 舟越交差点〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜 交差点	国道 327 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市 日向 IC	九州地整
国道 10 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜 交差点~	国道 327 号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市 日向 IC	九州地整
	児湯郡都農町川北 都農 町三日月原交差点		児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡都農町 都農 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡都農町川北 都農 町三日月原交差点~	(主) 40 号都農綾 線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡都農町 都農 IC	九州地整
	児湯郡川南町川南 俵橋 交差点	(一) 302 号高鍋 美々津線	児湯郡川南町川南 俵橋交差点〜 児湯郡高鍋町持田 (主)19号交差	九州地整
			児湯郡高鍋町持田 (一)302 号交差~児 湯郡高鍋町 高鍋 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡川南町川南 俵橋 交差点~	(一) 302 号高鍋 美々津線	児湯郡川南町川南 俵橋交差点~ 児湯郡高鍋町持田 (主)19号交差	九州地整
	児湯郡新富町富田西 新 富町下城元交差点	(主) 19 号石河内 高城高鍋線	児湯郡高鍋町持田 (一)302 号交差~児 湯郡高鍋町 高鍋 IC	九州地整
		(主)18 号荒武新 富線	児湯郡新富町富田西 下城元交差点~西都 市岡富 四日市交差点	九州地整
		国道 219 号	西都市岡富 四日市交差点~ 西都市 西都 IC	九州地整
国道 10 号	児湯郡新富町富田西 新 富町下城元交差点~	(主)18 号荒武新 富線	児湯郡新富町富田西 下城元交差点~西都 市岡富 四日市交差点	九州地整
	宮崎市橘通東 橘通三交差点	国道 219 号	西都市岡富 四日市交差点~ 西都市 西都 IC	九州地整
		国道 10 号	宮崎市橘通東 橘通三交差点~ 宮崎市 宮崎西 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市橘通東 橘通三交 差点~ 宮崎市 宮崎 IC	国道 10 号	宮崎市橘通東 橘通三交差点~ 宮崎市 宮崎西 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市熊野 熊野交差点	(一)367 号中 村木崎線	宮崎市熊野 熊野交差点~ 宮崎市熊野 木崎橋南交差点	九州地整

被災地内ルート	被災地点区分け	代替ルート	区間	道路啓開調 査・作業主体
		(一)338 号大 久保木崎線	宮崎市熊野 木崎橋南交差点~ 宮崎市 清武 IC	九州地整
国道 220 号	宮崎市熊野 熊野交差点 ~	(一) 367 号中 村木崎線	宮崎市熊野 熊野交差点~ 宮崎市熊野 木崎橋南交差点	九州地整
	宮崎市加江田 鵜来橋交 差点	(一)338 号大 久保木崎線	宮崎市熊野 木崎橋南交差点~ 宮崎市 清武 IC	九州地整
		(一) 376 号学 園木花台加江田 線	宮崎市加江田 鵜来橋交差点~ 宮崎市加江田 学園木花台交差点	九州地整
		(一) 375 号学 園木花台本郷北 方線	宮崎市加江田 学園木花台交差点~ 宮崎市加江田 (一)338号交差	九州地整
		(一) 338 号大 久保木崎線	宮崎市加江田 (一)375号交差~ 宮崎市 清武 IC	九州地整
	宮崎市加江田 鵜来橋交差点~ 日南市春日町 春日町交	(一)376 号学 園木花台加江田 線	宮崎市加江田 鵜来橋交差点~ 宮崎市加江田 学園木花台交差点	九州地整
	差点	(一) 375 号学 園木花台本郷北 方線	宮崎市加江田 学園木花台交差点~ 宮崎市加江田 (一)338号交差	九州地整
		(一) 338 号大 久保木崎線	宮崎市加江田 (一)375号交差~ 宮崎市 清武IC	九州地整
		(主) 28 号日南 高岡線	宮崎市 田野 IC~ 日南市吾田東 一里松交差点	九州地整
		国道 222 号	日南市中央通 一里松交差点~ 日南市春日町 春日町交差点	九州地整
国道 220 号	日南市春日町 春日町交 差点~	国道 222 号	日南市春日町 春日町交差点~ 日南市楠原 (市)上塚田市村線交差	九州地整
	串間市奈留 大東新町交 差点	(市)上塚田市 村線	日南市大窪 (主)3 号交差~ 日南市楠原 国道 222 号交差	九州地整
		(主)3号日南 志布志線	串間市大平 揚原交差点~ 日南市大窪 (市)上塚田市村線交差	九州地整
		,,	串間市奈留 大東新町交差点~ 串間市大平 揚原交差点	九州地整
	串間市奈留 大東新町交差点~ 志布志市志布志町志布志 関屋口交差点	_	_	_
国道 220 号	志布志市志布志町志布志 関屋口交差点~	(主)64 号大崎輝 北線	曾於郡大崎町假宿 大崎三文字駅交差点~ 曽於郡大崎町野方 荒佐三差路	九州地整
	曽於郡大崎町假宿 大崎 三文字駅交差点	国道 269 号	曽於郡大崎町野方 荒佐三差路~ 曽於郡大崎町野方 (主)64号交差	九州地整
		(主)64 号大崎輝 北線	曽於郡大崎町野方 国道 269 号交差〜曽 於郡大崎町 野方 IC	九州地整
国道 220 号	曽於郡大崎町假宿 大崎 三文字駅交差点~	(主)64 号大崎輝 北線	曽於郡大崎町假宿 大崎三文字駅交差点~ 曽於郡大崎町野方 荒佐三差路	九州地整
	曽於郡大崎町 野方 IC	国道 269 号	曽於郡大崎町野方 荒佐三差路~ 曽於郡大崎町野方 (主)64 号交差	九州地整
			曽於郡大崎町野方 国道 269 号交差〜曽 於郡大崎町 野方 IC	九州地整

別表 5 拠点接続ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
航空搬送 拠点		福岡高速 3 号線 空港 通出入口		福岡北九州高速道 路公社
	福岡空港	(市)下臼井博多駅線	福岡市 福岡高速 3 号線 空港通出入口~福岡市博多区吉塚 (一)551号交差	福岡市
		(一) 551 号別府比恵 線	福岡市博多区吉塚 (市)下臼井博多駅線交差~福岡市博多区下臼井 福岡空港	福岡市
		東九州道 苅田北九州 空港 IC		NEXCO 西日本
	北九州空港	(一)245 号新北九州 空港線	京都郡苅田町 苅田北九州空港 IC〜北九州市小倉南区空港北町 (市)空港北町 1号線交差	福岡県
		(市)空港北町 1 号線	北九州市小倉南区空港北町 (一) 245 号交 差~北九州市小倉南区空港北町 北九州空港	北九州市
	熊本空港 (陸上自衛隊高	九州自動車道 益城熊 本空港 IC		NEXCO 西日本
	遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター)	(主) 36 号熊本益城 大津線	上益城郡益城町 益城熊本空港 IC~ 上益城郡益城町 熊本空港	熊本県
		長崎自動車道 佐賀大 和 IC		NEXCO 西日本
		国道 263 号	佐賀市大和町 佐賀大和 IC〜 佐賀市日の出 SAGA アリーナ前交差点	佐賀県
		国道 264 号	佐賀市日の出 SAGA アリーナ前交差点〜 佐賀市川原町 与賀町交差点	佐賀県
	佐賀空港	佐賀県道 54 号西与賀 佐賀線	佐賀市川原町 与賀町交差点~ 佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点	佐賀県
		佐賀県道 260 号東与賀 佐賀線	佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点~ 佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県
		国道 208 号	佐賀市本庄町 佐大南交差点~ 佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県
		佐賀県道49号佐賀空 港線	佐賀市本庄町 本庄町袋交差点~佐賀市川副 町 九州佐賀国際空港	佐賀県
		長崎自動車道 大村 IC		NEXCO 西日本
		国道 444 号	大村市 大村 IC~ 大村市桜馬場 桜馬場交差点	長崎県
	長崎空港	国道 34 号	大村市西大村 国道 444 号交差~ 大村市桜馬場 (主)長崎空港線交差	九州地整
		(主)38 号長崎空港 線	大村市桜馬場 桜馬場交差点 大村市箕島町 長崎空港	長崎県
		大分自動車道 速見 IC		NEXCO 西日本
		(高) 日出バイパス (※1)	速見郡日出町 速見 IC~ 速見郡日出町 日出 IC	NEXCO 西日本
	大分空港	国道 213 号大分空港道 路(※1)	速見郡日出町 日出 IC~ 杵築市 杵築 IC	大分県
		(一) 404 号大分空港 道路 (※1)	杵築市 杵築 IC~ 国東市安岐町 塩屋交差点	大分県
		国道 213 号	国東市安岐町 塩屋交差点~ 国東市武蔵町 大分空港	大分県
	大分スポーツ公	大分自動車道 大分米 良 IC		NEXCO 西日本
	園	国道 10 号	大分市 大分米良 IC~ 大分市片島 国道 197 号交差	九州地整

防災拠点 分類	施設名称	路線名 (拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		国道 197 号	大分市片島 国道 10 号交差~ 大分市松岡 公園東インター入口交差点	大分県
		(一) 610 号松岡日岡 線	大分市松岡 公園東インター入口交差点〜大分市横尾 大分スポーツ公園	大分県
		宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
	宮崎空港	国道 220 号 (※3)	宮崎市 宮崎 IC 〜 宮崎市本郷南方 空港ランプ交差点	九州地整
		(主)52 号宮崎空港 線	宮崎市本郷南方 空港ランプ交差点〜 宮崎市赤江 宮崎空港	宮崎県
		東九州自動車道 西都 IC		NEXCO 西日本
	航空自衛隊新田	国道 219 号(※2)	西都市 西都 IC~ 西都市岡富 四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
	原基地	(主) 18 号荒武新富 線(※4)	西都市岡富 四日市交差点~ 児湯郡新富町新田 新田新町交差点	宮崎県
		(主) 44 号宮崎高鍋 線	児湯郡新富町新田 新田新町交差点~ 児湯郡新富町新田 新田原基地	宮崎県
	鹿児島空港	九州自動車道 溝辺鹿 児島空港 IC		NEXCO 西日本
	鹿児島空港 	国道 504 号	霧島市 溝辺鹿児島空港 IC~ 霧島市溝辺町麓 鹿児島空港	鹿児島県
製油所・ 油槽所		北九州高速 2 号線 日 明出入口		福岡北九州高速道 路公社
		国道 199 号	北九州市 北九州高速2号線 日明出入口~ 北九州市小倉北区西港町 (市)西港町2号 線交差	北九州市
	東西オイルター ミナル 北九州油 槽所	(市)西港町 2 号線	北九州市小倉北区西港町 国道 199 号交差 ~北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交 差点	北九州市
	19/71	(市)西港町 18 号線	北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差 点~北九州市小倉北区西港町 (臨港道路) 日明第2貯木場2号道路交差	北九州市
		(臨港道路) 日明第 2 貯木場 2 号道路	北九州市小倉北区西港町 (市)西港町 18号線交差~北九州市小倉北区西港町 (東西OT 北九州油槽所)	北九州市
		北九州高速 2 号線 日明出入口		福岡北九州高速道 路公社
	** パン・→ ノリ	国道 199 号	北九州市 北九州高速 2 号線 日明出入口~ 北九州市小倉北区西港町 (市)西港町 2 号 線交差	北九州市
	ジャパンオイル ネットワーク 小 倉油槽所	(市) 西港町 2 号線	北九州市小倉北区西港町 国道 199 号交差 ~ 北九州市小倉北区西港町 (市)西港町6号線交差	北九州市
		(市)西港町 6 号線	北九州市小倉北区西港町 (市) 西港町2号線交差~北九州市小倉北区西港町(JONET小倉油槽所)	北九州市
		福岡高速 6 号線 アイランドシティ出入口		福岡北九州高速道 路公社
	ジャパンオイル ネットワーク 福	(臨港道路) アイラン ドシティ 1 号線	福岡市 福岡高速6号線 アイランドシティ 出入口~福岡市東区みなと香椎 ベジフルス タジアム前	福岡市
	岡油槽所	(市)奈多香椎浜線	福岡市東区みなと香椎 ベジフルスタジアム 前〜福岡市東区雁の巣 雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点	福岡市

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		(主) 59 号志賀島和 白線	福岡市東区雁の巣 雁ノ巣レクリエーション センター前交差点〜福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡市
		 (市)西戸崎通り線 	福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点〜福岡市東区西戸崎 (市)西戸崎桟橋線交差	福岡市
		(市)西戸崎桟橋線	福岡市東区西戸崎 (市)西戸崎桟橋線交差 ~福岡市東区西戸崎(JONET 福岡油槽所)	福岡市
		福岡高速 1 号線 西公園出入口		福岡北九州高速道 路公社
	ENEOS 福岡第 1 油槽所	(市)港福浜線	福岡市 福岡高速 1 号線 西公園出入口~福岡市中央区荒津 (市) 荒津 1397 号線交差	福岡市
		(市)荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津 (市)港福浜線交差〜福岡市中央区荒津(ENEOS 福岡第 1 油槽所)	福岡市
		福岡高速 1 号線 西公園出入口		福岡北九州高速道 路公社
	出光興産 福岡油槽所	(市)港福浜線	福岡市中央区荒津 福岡高速1号線 西公園 出入口~福岡市中央区荒津 (市)荒津 1397号線交差	福岡市
		(市)荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津 (市)港福浜線交差~ 福岡市中央区荒津(出光興産福岡油槽所)	福岡市
		福岡高速 1 号線 西公園出入口		福岡北九州高速道 路公社
		(市)港福浜線	福岡市 福岡高速 1 号線 西公園出入口~福岡市中央区荒津 (市) 荒津 1397 号線交差	福岡市
		(市) 荒津 1397 号線	福岡市中央区荒津 (市)港福浜線交差~ 福岡市中央区荒津(EMG 福岡油槽所)	福岡市
		西九州自動車道 佐世 保大塔 IC		NEXCO 西日本
		国道 205 号	佐世保市 佐世保大塔 IC~ 佐世保市大塔町 (市) 大塔側道 1 号線交差	九州地整
		(市) 大塔側道 1 号線 〈復路〉	佐世保市大塔町 国道 205 号交差~ 佐世保市大塔町 (市) 尼潟循環支線交差	佐世保市
	東西オイルター	(市) 大塔側道 2 号線 (往路)	佐世保市大塔町 国道 205 号交差~ 佐世保市大塔町 (市) 大塔町 2 号線交差	佐世保市
	ミナル 佐世保油 槽所	(市)大塔町2号線(往路)	佐世保市大塔町 (市)大塔側道2号線交差 ~佐世保市卸本町 (市)尼潟循環支線交差	佐世保市
		(市)尼潟循環支線	佐世保市大塔町 (市)大塔側道1号線交差(復路)、佐世保市大塔町 (市)大塔町2号線交差(往路) ~佐世保市卸本町 (市)尼潟循環線交差	佐世保市
		(市)尼潟循環線	佐世保市卸本町 (市) 尼潟循環支線交差~ 佐世保市白岳町 (市) 大和楠ヶ浦線交差	佐世保市
		(市)大和楠ヶ浦線	佐世保市白岳町 (市) 尼潟循環線交差~ 佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所)	佐世保市
		長崎自動車道 長崎 IC		NEXCO 西日本
	出光興産 長崎油槽所	(一)119 号長崎イン ター線	長崎市 長崎 IC~ 長崎市早坂町 国道 324 号交差	長崎県
		国道 324 号	長崎市早坂町 (一)119号交差~ 長崎市 田上 IC	長崎県
		(主) 51 号長崎南環 状線	長崎市 田上IC~ 長崎市 戸町IC	長崎県
		(主)51 号長崎南環 状線	長崎市 戸町 IC~ 長崎市 木鉢 IC	長崎県道路公社
		(主) 51 号長崎南環 状線	長崎市 木鉢 IC~ 長崎市木鉢町 (市)大浜町木鉢町線交差	長崎県

防災拠点	施設名称	路線名	区間	道路啓開調査・作業
分類		(拠点接続ルート) (市) 大浜町木鉢町線	長崎市木鉢町 (主)51 号交差~ 長崎市木鉢町 (一) 236 号交差	主体 主体 長崎市
		(一) 236 号神ノ島飽 ノ浦線	長崎市木鉢町 (市) 大浜町木鉢町線交差 長崎市木鉢町 (市) 大浜町木鉢町線交差 長崎市木鉢町 (市) 大浜町木鉢町線交差	長崎県
		(市) 大浜町木鉢町線	長崎市木鉢町 (一) 236 号交差~ 長崎市木鉢町 (出光興産 長崎油槽所)	長崎市
		長崎自動車道 長崎 IC	Economic Temporal Economic No.	NEXCO 西日本
		(一) 119 号長崎イン ター線	長崎市 長崎 IC~ 長崎市早坂町 国道 324 号交差	長崎県
	東西オイルター ミナル 長崎油槽	国道 324 号	長崎市早坂町 (一)119号交差~ 長崎市 田上 IC	長崎県
	所	(主) 51 号長崎南環 状線	長崎市 田上IC~ 長崎市 戸町IC	長崎県
		国道 499 号	長崎市 戸町 IC〜 長崎市小ヶ倉町(東西 OT 長崎油槽所)	長崎県
		九州自動車道 八代 IC		NEXCO 西日本
		国道 3 号	八代市 八代 IC~ 八代市東片町 八代港線入口交差点	九州地整
		(一)336 号八代港線	八代市東片町 八代港線入口交差点~ 八代市大村町 (一)251号交差	熊本県
	東西オイルター ミナル 八代油槽	(一) 251 号郡築横手 線	八代市大村町 (一)336号交差~ 八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県
	所	(一)336 号八代港線	八代市永碇町 (主) 42 号交差~ 八代市郡築五番町 臨港地区内道路 23 号線 交差	熊本県
		(臨港地区内道路)23 号線	八代市郡築五番町 (一) 336 号交差~八代 市大島町 臨港地区内道路 24 号線交差	熊本県
		(臨港地区内道路)24 号線	八代市大島町 臨港地区内道路 23 号線交差 ~八代市大島町(東西 OT 八代油槽所)	熊本県
		九州自動車道 八代 IC		NEXCO 西日本
		国道3号	八代市 八代 IC~ 八代市東片町 八代港線入口交差点	九州地整
		(一)336 号八代港線	八代市東片町 八代港線入口交差点~ 八代市大村町 (一)251号交差	熊本県
	ジャパンオイル ネットワーク 八	(一) 251 号郡築横手 線	八代市大村町 (一)336号交差~ 八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県
	代油槽所	(一)336 号八代港線	八代市永碇町 (主) 42 号交差~ 八代市郡築五番町 臨港地区内道路 23 号線 交差	熊本県
		(臨港地区内道路)23 号線	八代市郡築五番町 (一) 336 号交差~ 八代市大島町 臨港地区内道路 25 号線交差	熊本県
		(臨港地区内道路)25 号線	八代市大島町 臨港地区内道路 23 号線交差 ~八代市大島町(JONET 八代油槽所)	熊本県
		大分自動車道 大分 IC		NEXCO 西日本
		(主)21 号大分臼杵 線	大分市 大分 IC~ 大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県
	ENEOS 大分製油 所	国道 210 号	大分市西大道 椎迫入口交差点~ 大分市高砂町 大道入口交差点	大分県
		国道 10 号	大分市高砂町 大道入口交差点~ 大分市生石 西生石交差点	九州地整
		(主) 22 号大在大分 港線	大分市生石 西生石交差点~ 大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県
		(一)539 号鶴崎港線	大分市大字家島 大野川大橋西交差点〜 大分市大字一の洲(JX 大分製油所進入路入 口)	大分県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		東九州自動車道 日向 IC		NEXCO 西日本
	東西オイルター	国道 327 号 (※2、※4)	日向市 日向 IC〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県 (九州地整)
	ミナル 日向油槽	国道 10 号(※3)	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市日知屋 仙ヶ崎交差点	九州地整
	所	(主) 15 号日知屋財 光寺線	日向市日知屋 仙ヶ崎交差点〜 日向市日知屋 新開交差点	宮崎県
		臨港道路細島港	日向市日知屋 新開交差点~ 日向市大字日知屋(東西 OT 日向油槽所)	宮崎県
		宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
	ENEOS 宮崎油槽 所	国道 220 号 (※3)	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市大字内海 (一)350 号交差	九州地整
	P71	(一)350 号内海港線	宮崎市大字内海 国道 220 号交差~ 宮崎市大字内海(EMG 宮崎油槽所)	宮崎県
		(主) 17 号指宿鹿児 島インター線 谷山IC		鹿児島県
	出光興産 鹿児島油槽所	(一) 219 号玉取迫鹿 児島港線	鹿児島市 谷山 IC~ 鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県
		(市)谷山港1号線	鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点~ 鹿児島市谷山港(出光興産 鹿児島油槽所)	鹿児島市
		(主) 17 号指宿鹿児 島インター線 谷山 IC		鹿児島県
	東西オイルター ミナル 鹿児島油 槽所	(一) 219 号玉取迫鹿 児島港線	鹿児島市 谷山 IC~ 鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県
		(市)谷山港1号線	鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点~ 鹿児島市谷山港(東西 OT 鹿児島油槽所)	鹿児島市
活動拠点	大分県庁	大分自動車道 大分 IC		NEXCO 西日本
		(主)21号大分臼杵 線	大分市 大分 IC~ 大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県
		国道 210 号	大分市西大道 椎迫入口交差点~ 大分市高砂町 大道入口交差点	大分県
		国道 197 号	大分市高砂町 大道入口交差点~ 大分市大手町 大分県庁	大分県
	宇佐市役所	東九州自動車道 宇佐 IC		NEXCO 西日本
		(一) 625 号 宇佐インター線	宇佐市 宇佐 IC~ 宇佐市下拝田 国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一) 625 号交差~ 宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点	大分県
		(主)44号宇佐本耶 馬溪線	宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~ 宇佐市上田 宇佐市役所	大分県
	豊後高田市役所	東九州自動車道 宇佐 IC		NEXCO 西日本
		(一) 625 号 宇佐インター線	宇佐市 宇佐 IC~ 宇佐市下拝田 国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一) 625 号交差~ 宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点	大分県
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~ 宇佐市岩崎 岩崎交差点	九州地整
		国道 213 号	宇佐市岩崎 岩崎交差点~ 豊後高田市新地 新地交差点	大分県
		(主)34 号豊後高田 安岐線	豊後高田市新地 新地交差点~ 豊後高田市金谷町 (主) 29 号交差	大分県

防災拠点 分類	施設名称	路線名 (拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		(主)29 号豊後高田 国東線	豊後高田市金谷町 (主)34号交差~ 豊後高田市御玉 豊後高田市役所	大分県
	国東市役所	東九州自動車道 速見 IC		NEXCO 西日本
		(高) 日出バイパス (※1)	速見郡日出町 速見 IC~ 速見郡日出町 日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港 道路(※1)	速見郡日出町 日出 IC~ 杵築市 杵築 IC	大分県
		(一) 404 号大分空港 道路(※1)	杵築市 杵築 IC~ 国東市安岐町 塩屋交差点	大分県
		国道 213 号	国東市安岐町 塩屋交差点~ 国東市国東町 国東市役所	大分県
	杵築市役所	東九州自動車道 速見 IC		NEXCO 西日本
		(高) 日出バイパス (※1)	速見郡日出町 速見 IC~ 速見郡日出町 日出 IC	NEXCO 西日本
		国道 213 号大分空港 道路(※1)	速見郡日出町 日出 IC~ 杵築市 杵築 IC	大分県
		(主)49号大田杵築 線	杵築市 杵築 IC~ 杵築市杵築 杵築市役所	大分県
	別府市役所	大分自動車道 別府 IC		NEXCO 西日本
		(主)11 号別府一宮 線	別府市 別府 IC~ 別府市堀田 堀田三差路交差点	大分県
		(主)52号別府庄内 線	別府市堀田 堀田三差路交差点~ 別府市山の手町 グローバルタワー交差点	大分県
		(市)富士見通り	別府市山の手町 グローバルタワー交差点~ 別府市上野口町 別府市役所	別府市
	大分市役所	大分自動車道 大分 IC		NEXCO 西日本
		(主)21号大分臼杵 線	大分市 大分 IC~ 大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県
		国道 210 号	大分市西大道 椎迫入口交差点~ 大分市高砂町 大道入口交差点	大分県
		国道 197 号	大分市高砂町 大道入口交差点~ 大分市荷揚町 大分市役所	大分県
	臼杵市役所	東九州自動車道 臼杵 IC		NEXCO 西日本
		国道 502 号	臼杵市 臼杵 IC~ 臼杵市福良 土橋交差点	大分県
		(主)33号臼杵停車 場線	臼杵市福良 土橋交差点~ 臼杵市臼杵 臼杵市役所	大分県
	津久見市役所	東九州自動車道 津久 見 IC		NEXCO 西日本
		国道 217 号	津久見市 津久見 IC~ 津久見市門前町 (主)36 号交差	大分県
		(主)36号佐伯津久 見線	津久見市門前町 国道 217 号交差~ 津久見市宮本町 津久見市役所	大分県
	佐伯市役所	東九州自動車道 佐伯 IC		NEXCO 西日本
		(主)36 号佐伯津久 見線	佐伯市 佐伯 IC~ 佐伯市上岡 脇排水機場前交差点	大分県
		国道 217 号	佐伯市上岡 脇排水機場前交差点~ 佐伯市中村南町 佐伯市役所	大分県
	日出町役場	東九州自動車道 速見 IC		NEXCO 西日本

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		(高)日出バイパス (※1)	速見郡日出町 速見 IC〜 速見郡日出町藤原 日出インター入口交差点	NEXCO 西日本
		国道 10 号	速見郡日出町藤原 日出インター入口交差点 〜 速見郡 日出町 日出町役場	九州地整
	東国東郡姫島村 役場	東九州自動車道 宇佐 IC		NEXCO 西日本
		(一) 625 号 宇佐インター線	宇佐市 宇佐 IC~ 宇佐市下拝田 国道 387 号交差	大分県
		国道 387 号	宇佐市下拝田 (一)625 号交差~ 宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点	大分県
		国道 10 号	宇佐市法鏡寺 法鏡寺交差点~ 宇佐市岩崎 岩崎交差点	九州地整
		国道 213 号	宇佐市岩崎 岩崎交差点~ 国東市国見町 (一)524号交差	大分県
		(一)524 号伊美港線	国東市国見町 国道 213 号交差~ 国東市国見町 伊美港	大分県
		(一) 683 号北浦姫島 港線	東国東郡姫島村 姫島港〜 東国東郡姫島村 (一) 606 号交差	大分県
		(一) 606 号西浦姫島 港線	東国東郡姫島村 (一) 683 号交差~ 東国東郡姫島村 東国東郡姫島村役場	大分県
	宮崎県庁	宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号(※3)	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市橘通西 県庁前交差点	九州地整
		(主)11 号宮崎島之 内線	宮崎市橘通西 県庁前交差点~ 宮崎市橘通東 宮崎県庁	宮崎県
	延岡市役所	東九州自動車道 延岡 IC		NEXCO 西日本
		(一) 241 号延岡イン ター線(※4)	延岡市 延岡 IC~ 延岡市野地 5 丁目 (市)4008 号交差	宮崎県 (九州地整)
		(市) 4008 号本小路 通線	延岡市野地 5 丁目 (一)241 号交差~ 延岡市東本小路 延岡市役所	延岡市
	日向市役所	東九州自動車道 日向 IC		NEXCO 西日本
		国道 327 号 (※2、※4)	日向市 日向 IC〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号(※3)	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点〜 日向市原町 原町交差点	九州地整
		(市) 2 号草場細島通 線	日向市原町 原町交差点~ 日向市本町 日向市役所	日向市
	宮崎市役所	宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号 (※3)	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市橘通西 宮崎市役所	九州地整
	日南市役所	宮崎自動車道 田野 IC		NEXCO 西日本
		(主) 28 号日南高岡 線(※2)	宮崎市 田野 IC~ 日南市中央通 一里松交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 222 号(※1)	日南市中央通 一里松交差点~ 日南市上平野町 日南駅前交差点	宮崎県
		(市)日南駅西弁分線	日南市上平野町 日南駅前交差点~ 日南市中央通 日南市役所	日南市
	串間市役所	国道 222 号 春日町 交差点		宮崎県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		国道 220 号(※3)	日南市春日町 春日町交差点~ 串間市西方 串間駅前交差点	九州地整
		(一)112 号今別府串 間線	串間市西方 串間駅前交差点~ 串間市西方 串間市役所	宮崎県
	門川町役場	東九州自動車道 門川 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※1)	東臼杵郡門川町 門川 IC~ 東臼杵郡門川町中須 中須交差点	九州地整
		国道 388 号	東臼杵郡門川町中須 中須交差点~ 東臼杵郡門川町門川尾末(町)南町平城線交差	九州地整
		(町)南町平城線	東臼杵郡門川町門川尾末(町)南町平城線交差~ 東臼杵郡門川町平城東 門川町役場	門川町
	都農町役場	東九州自動車道 都農 IC		NEXCO 西日本
		(主) 40 号都農綾線 (※4)	児湯郡都農町 都農 IC~ 児湯郡都農町川北 三日月原交差点	宮崎県 (九州地整)
		(一)310 号都農停車 場線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡都農町川北 都農町役場	宮崎県
	川南町役場	東九州自動車道 都農 IC		NEXCO 西日本
		(主) 40 号都農綾線 (※4)	児湯郡都農町 都農 IC~ 児湯郡都農町川北 三日月原交差点	宮崎県 (九州地整)
		国道 10 号(※3)	児湯郡都農町川北 三日月原交差点~ 児湯郡川南町川南 川南町役場	九州地整
	高鍋町役場	東九州自動車道 高鍋 IC		NEXCO 西日本
		(主)19号石河内高 城高鍋線(※4)	児湯郡高鍋町 高鍋 IC~ 児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点	宮崎県 (九州地整)
		(一) 304 号木城高鍋 線	児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点~ 児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点	宮崎県
		(一)313 号杉安高鍋 線	児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点~ 児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点	宮崎県
		(主)24 号高鍋高岡 線	児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点~ 児湯郡高鍋町上江 高鍋町役場	宮崎県
	新富町役場	東九州自動車道 西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号(※4)	西都市 西都 IC~ 西都市岡富 四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
		(主) 18 号荒武新富 線(※4)	西都市岡富 四日市交差点~ 児湯郡新富町上富田 新富町役場	宮崎県 (九州地整)
	志布志市役所	東九州自動車道 志布 志 IC		NEXCO 西日本
		(主)63 号志布志福 山線	志布志市 志布志 IC~ 志布志市志布志町 関屋口交差点	鹿児島県
		国道 448 号	志布志市志布志町 関屋口交差点~ 志布志市志布志町 志布志支所前交差点	鹿児島県
		(市)大黒・吹上線	志布志市志布志町 志布志支所前交差点~ 志布志市志布志町 志布志市役所	志布志市
	鹿屋市役所	大隅縦貫道 笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市札元 札元 269 交差点	九州地整
		国道 269 号	鹿屋市札元 札元 269 交差点~ 鹿屋市北田町 北田町交差点	鹿児島県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		(主)68 号鹿屋吾平 佐多線	鹿屋市北田町 北田町交差点~ 鹿屋市共栄町 市役所前交差点	鹿児島県
		(市)中都宮線	鹿屋市共栄町 市役所前交差点~ 鹿屋市共栄町 鹿屋市役所	鹿屋市
	姶良市役所	九州自動車道 加治木 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	姶良市 加治木 IC~ 姶良市西餅田 宮島北交差点	九州地整
		(市)宮島本線	姶良市西餅田 宮島北交差点~ 姶良市宮島町 姶良市役所	姶良市
	霧島市役所	東九州自動車道 国分 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	霧島市 国分 IC~ 霧島市国分広瀬 広瀬西交差点	九州地整
		(主)60号国分霧島 線	霧島市国分広瀬 広瀬西交差点~ 霧島市国分中央 国分中央 3 交差点	鹿児島県
		(市) シビックセンタ 一前線	霧島市国分中央 国分中央 3 交差点~ 霧島市国分中央 霧島市役所	霧島市
	大崎町役場	東九州自動車道 野方 IC		九州地整
		(主) 64 号大崎輝北 線 (※4)	曽於郡大崎町 野方 IC~ 曽於郡大崎町假宿 大崎町役場	鹿児島県 (九州地整)
	東串良町役場	大隅縦貫道 笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号 (※3)	鹿屋市 笠之原 IC~ 肝属郡東串良町岩弘 (一)519 号交差	九州地整
		(一) 519 号黒石串良 線	肝属郡東串良町岩弘 国道 220 号交差~ 肝属郡東串良町池之原 池之原交差点	鹿児島県
		(一)541 号柏原池之 原線	肝属郡東串良町池之原 池之原交差点~ 肝属郡東串良町川西 東串良町役場	鹿児島県
	肝付町役場	大隅縦貫道 笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号 (※3)	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市串良町有里 宮下交差点	九州地整
		(主)73 号鹿屋高山 串良線	鹿屋市串良町有里 宮下交差点~ 肝属郡肝付町新富 (一)542号交差	鹿児島県
		(一) 542 号岸良高山 線	肝属郡肝付町新富 (主)73号交差~ 肝属郡肝付町新富 肝付町役場	鹿児島県
	南大隅町役場	大隅縦貫道 笠之原 IC		鹿児島県
		国道 220 号	鹿屋市 笠之原 IC~ 鹿屋市札元 札元 269 交差点	九州地整
		国道 269 号	鹿屋市札元 札元 269 交差点~ 肝属郡南大隅町根占川北 南大隅町役場	鹿児島県
現地進出 拠点	道の駅ゆふいん	大分自動車道 湯布院 IC		NEXCO 西日本
		大分県道 216 号別府 湯布院線	由布市湯布院町川北 湯布院 IC~ 由布市湯布院町川上 道の駅ゆふいん	大分県
	道の駅都城 NiQLL	宮崎自動車道 都城 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※1)	都城市高木町 都城 IC~ 都城市都北町 道の駅都城 NiQLL	九州地整
	道の駅おおの	大分自動車道 大分米 良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※1)	大分市片島 大分米良 IC~ 大分市上戸次 国道 57 号交差	九州地整

防災拠点 分類	施設名称	路線名 (拠点接続ルート)	区間	道路啓開調査・作業 主体
		国道 57 号(※1)	大分県上戸次 国道 10 号交差~ 豊後大野市大野町田代 大野 IC	九州地整
		大分県道 26 号三重野 津原線	豊後大野市大野町田代 大野 IC〜 豊後大野市大野町田中 道の駅おおの	大分県

[※]は下記ルートとの重複を示す。

(※1 広域移動ルート、※2 サブルート、※3 被災地内ルート、※4 代替ルート)

別表 6 その他の緊急輸送ルート道路啓開調査・作業主体(分担表)

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
広域進出 拠点	古賀 SA(下り)	九州自動車道(※1)		NEXCO 西日本
	玖珠 SA(下り)	大分自動車道(※1)		NEXCO 西日本
	別府湾 SA(下り)	東九州自動車道(※1)		NEXCO 西日本
	霧島 SA(下り)	宮崎自動車道(※1)		NEXCO 西日本
	川南 PA	東九州自動車道(※1)		NEXCO 西日本
進出拠点	霧島 SA(下り)	宮崎自動車道		NEXCO 西日本
		大分自動車道 大分米 良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※5)	大分市 大分米良 IC~ 大分市片島 国道 197 号交差	九州地整
	大分スポーツ公園	国道 197 号(※5)	大分市片島 国道 10 号交差〜 大分市松岡 公園東インター 入口交差点	大分県
		(一) 610 号松岡日岡 線(※5)	大分市松岡 公園東インター 入口交差点〜 大分市横尾 大分スポーツ公 園	大分県
		国道 57 号	竹田市飛田川 天神交差点	九州地整
	竹田市総合運動公園	国道 502 号岡城バイパス	竹田市飛田川 天神交差点~ 竹田市竹田 運動公園入口交 差点	大分県
		(一) 135 号高森竹田 線	竹田市竹田 運動公園入口交差点~ 竹田市竹田 竹田市総合運動公園	大分県
		東九州自動車道 中津 IC		NEXCO 西日本
		国道 212 号中津日田道路	中津市 中津 IC 〜 中津市伊藤田 伊藤田インタ 一入口交差点	大分県
	大貞総合運動公園	国道 10 号中津バイパ ス	中津市伊藤田 伊藤田インタ ー入口交差点~ 中津市加来 大貞公園入口交 差点	九州地整
		(一) 675 号臼杵沖代 線	中津市加来 大貞公園入口交 差点~ 中津市大字加来 大貞総合運 動公園	大分県
		大分自動車道 日田 IC		NEXCO 西日本
	大原グランド	国道 212 号	日田市 日田 IC~ 日田市元町 元町交差点	大分県
		(主)48号日田玖珠線	日田市元町 元町交差点~ 日田市元町 (一)672号交 差	大分県

防災拠点	施設名称	路線名(その他の緊急	区間	道路啓開調査・
分類		輸送ルート) (一) 672 号戸畑日田 線	日田市元町 (主) 48 号交 差~ 日田市田島 大原グラウンド	大分県
	別府湾 SA(下り)	東九州自動車道(※ 1)		
		東九州自動車道 佐伯 堅田 IC		九州地整
	佐伯市総合運動公園	(市)パークウェイ線	佐伯市長谷 佐伯堅田 IC~ 佐伯市長谷 佐伯市総合運動 公園	佐伯市
		東九州自動車道 延岡 IC		九州地整
		(一) 241 号延岡イン ター線(※4、※5)	延岡市 延岡 IC 〜 延岡市野地町 (主) 16 号交 差	宮崎県
	西階公園	(主)16 号稲葉崎平原 線	延岡市野地町 (一) 241 号 交差~ 延岡市大貫町 大貫町交差点	宮崎県
		(市) 4003 号西階通 線	延岡市大貫町 大貫町交差点 〜 延岡市西階町 西階総合運動 公園	延岡市
		東九州自動車道 延岡 IC		九州地整
	高千穂町総合公園	国道 218 号(※1) (九州中央自動車道)	延岡市 延岡 IC 〜 延岡市北方町蔵田 蔵田交差 点	九州地整
		国道 218 号(※1)	延岡市北方町蔵田 蔵田交差 点~ 西臼杵郡高千穂町三田井 高 千穂町総合公園	宮崎県
	都城市公設地方卸売市場	宮崎自動車道 都城 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※1)	都城市 都城 IC ~ 都城市下川東 市場入口交差 点	九州地整
		(市) 鷹尾・上長飯通 線	都城市下川東 市場入口交差 点~ 都城市志比田町 都城市公設 地方卸売市場	都城市
救助活動 拠点		福岡高速 6 号線アイランドシティ出入口		福岡北九州高速 道路公社
		(臨港道路) アイラン ドシティ 1 号線	福岡市 福岡高速 6 号線 ア イランドシティ出入口〜福岡 市東区みなと香椎 ベジフル スタジアム前	福岡市
	奈多ヘリポート	(市)奈多香椎浜線	福岡市東区みなと香椎 ベジフルスタジアム前〜 福岡市東区雁の巣 雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点	福岡市
		(主) 59 号志賀島和白 線	福岡市東区雁の巣 雁ノ巣レクリエーションセンター前交差点〜 福岡市東区奈多 (市)奈多4832号交差	福岡市

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
		(市) 奈多 4832 号交 差	福岡市東区奈多 (主)59号 志賀島和白線交差〜 福岡市東区奈多 奈多ヘリポート	福岡市
		東九州自動車道 苅田 北九州空港 IC(※5)		NEXCO 西日本
	北九州空港	(一) 245 号新北九州 空港線(※5)	京都郡苅田町 苅田北九州空港 IC~北九州市小倉南区空港北町 (市)空港北町 1 号線交差	福岡県
		(市) 空港北町 1 号線 (※5)	北九州市小倉南区空港北町 (一) 245 号交差~北九州市 小倉南区空港北町 北九州空 港	北九州市
	熊本空港(陸上自衛	九州自動車道 益城熊 本空港 IC(※5)		NEXCO 西日本
	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む)	(主) 36 号熊本益城大 津線(※5)	上益城郡益城町 益城熊本空 港 IC~ 上益城郡益城町 熊本空港	熊本県
		大分自動車道 速見 IC (※5)		NEXCO 西日本
		(高) 日出バイパス (※1、※5)	速見郡日出町 速見 IC~ 速見郡日出町 日出 IC	NEXCO 西日本
	大分空港	国道 213 号大分空港道 路(※1、※5)	速見郡日出町 日出 IC~ 杵築市 杵築 IC	大分県
		(一) 404 号大分空港 道路(※1、※5)	杵築市 杵築 IC~ 国東市安岐町 塩屋交差点	大分県
		国道 213 号(※5)	国東市安岐町 塩屋交差点~ 国東市武蔵町 大分空港	大分県
		東九州自動車道 佐伯 堅田 IC		九州地整
	佐伯市総合運動公園	(市)パークウェイ線	佐伯市 佐伯堅田 IC~ 佐伯市長谷 佐伯市総合運動公 園	大分県 大分県 大分県 九州地整
		大分自動車道 大分米 良 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号(※5)	大分市 大分米良 IC~ 大分市片島 国道 197 号交差	九州地整
	大分スポーツ公園	国道 197 号(※5)	大分市片島 国道 10 号交差〜 大分市松岡 公園東インター 入口交差点	大分県
		(一) 610 号松岡日岡 線 (※5)	大分市松岡 公園東インター 入口交差点〜 大分市横尾 大分スポーツ公 園	大分県
		国道 57 号 (中九州横 断道) 大野 IC (※1)		九州地整
	大分県央飛行場	国道 57 号(中九州横 断道)(※1)	豊後大野市大野町 (一) 210号交差	九州地整
		(一) 210 号緒方大野 線	豊後大野市大野町 国道 57号 交差~ 豊後大野市 大分県央飛行場	大分県
	日向市牧水公園交流 施設	東九州自動車道 日向 IC		NEXCO 西日本

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
		国道 327 号 (※2、※4、※5)	日向市 日向 IC〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差 点	宮崎県
		国道 10 号 (※3、※5)	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差 点〜 日向市新生町 新生町交差点	九州地整
		国道 327 号(※2)	日向市新生町 新生町交差 点~ 日向市東郷町 鶴野内交差点	宮崎県
		国道 446 号	日向市東郷町 鶴野内交差点 〜 日向市東郷町 日向市牧水公 園交流施設	宮崎県
		東九州自動車道 西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号(※2、※5)	西都市 西都 IC~ 西都市岡富 四日市交差点	宮崎県 (九州地整)
	航空自衛隊新田原基地	(主) 18 号荒武新富線 (※4、※5)	西都市岡富 四日市交差点~ 児湯郡新富町新田 新田新町 交差点	宮崎県
		(主) 44 号宮崎高鍋線 (※5)	児湯郡新富町新田 新田新町 交差点~ 児湯郡新富町新田 新田原基 地	宮崎県
		東九州自動車道 西都 IC		NEXCO 西日本
		国道 219 号(※2)	西都市 西都 IC~ 西都市 中妻交差点	宮崎県
	清水台総合公園	(主)24 号高鍋高岡線	西都市 中妻交差点~ 西都市清水 清水交差点	宮崎県
	· 月小口心口 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(市) 648 号三納線	西都市清水 清水交差点~ 西都市清水 (市) 1314号交 差	西都市
		(市) 1314 号西都原 清水台線	西都市清水 (市) 648 号交差~ 西都市三宅 清水台総合公園	西都市
		宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
	宮崎空港	国道 220 号 (※3、※5)	宮崎市 宮崎 IC 〜 宮崎市本郷南方 空港ランプ 交差点	九州地整
		(主) 52 号宮崎空港線 (※5)	宮崎市本郷南方 空港ランプ 交差点〜 宮崎市赤江 宮崎空港	宮崎県
	宮崎市生目の杜運動公園	宮崎自動車道 宮崎西 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号 (※5)	宮崎市 宮崎西 IC 〜 宮崎市浮田 浮田ランプ交差 点	九州地整
		(主)9号宮崎西環状線	宮崎市浮田 浮田ランプ交差 点~ 宮崎市跡江 跡江交差点	宮崎県
		(主)17 号南俣宮崎線	宮崎市跡江 跡江交差点〜 宮崎市跡江 宮崎市生目の社 運動公園	宮崎県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
	帝 旧自 如 进	九州自動車道 溝辺鹿 児島空港 IC		NEXCO 西日本
	鹿児島空港 	国道 504 号	霧島市 溝辺鹿児島空港 IC~ 霧島市溝辺町麓 鹿児島空港	鹿児島県
広域物資 輸送拠点		九州自動車道 益城熊 本空港 IC		NEXCO 西日本
		(主) 36 号熊本益城大 津線	上益城郡益城町 益城熊本空港 IC~上益城郡益城町福富 (町) 215号交差	熊本県
	熊本産業展示場(グランメッセ熊本)	(町) 215 号産業展示 場線	上益城郡益城町福富 (主) 36号交差~ 上益城郡益城町福富 (町) 103号交差	益城町
		(町) 103 号高速道東 線	上益城郡益城町福富 (町) 215号交差~ 上益城郡益城町古閑 (町) 220号交差	益城町
		(町)220 号広安西小 学校線	上益城郡益城町古閑 (町) 103号交差〜 上益城郡益城町福富 県産業 展示場(グランメッセ熊本)	益城町
		大分自動車道 大分米 良 IC		NEXCO 西日本
	大分スポーツ公園	国道 10 号(※5)	大分市 大分米良 IC~ 大分市片島 国道 197 号交差	九州地整
		国道 197 号(※5)	大分市片島 国道 10 号交差〜 大分市松岡 公園東インター 入口交差点	大分県
		(一) 610 号松岡日岡 線(※5)	大分市松岡 公園東インター 入口交差点〜 大分市横尾 大分スポーツ公 園	大分県
		宮崎自動車道 都城 IC		NEXCO 西日本
	都城トラック団地協	国道 10 号(※1)	都城市 都城 IC~ 都城市都北町 松之元交差点	九州地整
	同組合	国道 221 号	都城市都北町 松之元交差 点〜 都城市上水流町 都城トラック団地協同組合	宮崎県
		東九州自動車道 延岡 IC		九州地整
		国道 218 号(※1) (九州中央自動車道)	延岡市 延岡 IC ~ 延岡市北方町蔵田 蔵田交差 点	九州地整
	高千穂家畜市場	国道 218 号(※1)	延岡市北方町蔵田 蔵田交差 点~ 西臼杵郡高千穂町三田井 警 察署前交差点	宮崎県
		(主) 50 号諸塚高千穂 線	西臼杵郡高千穂町三田井 警察署前交差点~ 西臼杵郡高千穂町三田井 高 千穂家畜市場	宮崎県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
	霧島市公設地方卸売市場	東九州自動車道 国分 IC		NEXCO 西日本
		国道 10 号	霧島市 国分 IC~ 霧島市国分広瀬 広瀬西交差 点	九州地整
		(市)小村新田 4 号線	霧島市国分広瀬 広瀬西交差 点~ 霧島市国分広瀬 霧島市公設 地方卸売市場	霧島市
		(主) 17 号指宿鹿児島 インター線 谷山 IC		鹿児島県
		(主) 20 号鹿児島加世 田線	鹿児島市 谷山 IC〜 鹿児島市東谷山 希望ヶ団地 入口交差点	鹿児島県
	鹿児島市中央卸売市 場青果市場	(市) 小松原山田線	鹿児島市東谷山 希望ヶ団地 入口交差点〜 鹿児島市東開町 南警察署前 交差点	鹿児島市
		(市)東開 9 号線	鹿児島市東開町 南警察署前 交差点~鹿児島市東開町 鹿 児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市
		東九州自動車道 鹿屋 串良 JCT		九州地整
		大隅縦貫道(※1)	鹿屋市串良町細山田 鹿屋串 良 JCT~ 鹿屋市串良町東原町 東原 IC	鹿児島県
		国道 269 号	鹿屋市串良町東原町 東原 IC ~	鹿児島県
	串良町平和公園内ゲ ートボール場	(市)細山田中央線	鹿屋市串良町東原町 国道 269号交差~ 鹿屋市串良町有里 下方限共 心線交差	鹿屋市
		(市) 下方限共心線	鹿屋市串良町有里 (市)細山田中央線交差~ 鹿屋市串良町有里 (市)横堀広段線交差	鹿屋市
		(市)横堀広段線	鹿屋市串良町有里 (市)下 方限共心線交差~ 鹿屋市串良町有里 串良町平 和公園内ゲートポール場	鹿屋市
海上輸送 拠点		大分自動車道 別府 IC		NEXCO 西日本
	別府港	(主)11号別府一宮線	別府市 別府 IC~ 別府市小倉 坊主地獄先交差 点	大分県
		国道 500 号	別府市小倉 坊主地獄先交差 点~ 別府市 別府港	大分県
		大分自動車道 大分 IC		NEXCO 西日本
	大分港	(主)21号大分臼杵線	大分市 大分 IC~ 大分市大道町 椎迫入口交差 点	大分県

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
		国道 210 号	大分市大道町 椎迫入口交差 点~ 大分市中央町 大道入口交差 点	大分県
		国道 10 号	大分市中央町 大道入口交差 点~ 大分市 大分港	九州地整
	津久見港	東九州自動車道 津久 見 IC		NEXCO 西日本
	净入允径	国道 217 号	津久見市 津久見 IC~ 津久見市中央町 津久見港	大分県
		宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
	内海港	国道 220 号(※3)	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市内海 (一) 350 号交 差	九州地整
		(一)350 号内海港線	宮崎市内海 国道 220 号交差 ~ 宮崎市内海 内海港	宮崎県
		宮崎自動車道 宮崎 IC		NEXCO 西日本
		国道 220 号(※3)	宮崎市 宮崎 IC~ 宮崎市橘通東 市役所前交差 点	九州地整
	宮崎港	(市)104 号旭通線	宮崎市橘通東 市役所前交差 点〜 宮崎市旭 1 丁目 旭通り交差 点	宮崎市
		(主)11 号宮崎島之内 線	宮崎市旭 1 丁目 旭通り交差 点〜 宮崎市一の宮町 一の宮交差 点	宮崎県
		(主)10 号宮崎インタ 一佐土原線	宮崎市一の宮町 一の宮交差 点〜 宮崎市港 宮崎港	宮崎県
		東九州自動車道 日向 IC		NEXCO 西日本
		国道 327号 (※2、※4、※5)	日向市 日向 IC〜 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差 点	宮崎県 (九州地整)
	細島港	国道 10 号 (※3、※5)	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差 点〜 日向市日知屋 仙ヶ崎交差点	九州地整
		(主)15 号日知屋財光 寺線	日向市日知屋 仙ヶ崎交差点 〜 日向市曽根町 曽根 4 丁目交 差点	宮崎県
		(主)23 号細島港線	日向市曽根町 曽根 4 丁目交差点~ 日向市細島 細島港	宮崎県
	(h)净(排	宮崎自動車道 田野 IC		NEXCO 西日本
	油津港	(主) 28 号日南高岡線 (※2、※5)	宮崎市 田野 IC~ 日南市中央通 一里松交差点	宮崎県 (九州地整)

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
73 AR		国道 222 号(※1)	日南市中央通 一里松交差 点~ 日南市春日町 春日町交差点	宮崎県
		国道 220 号(※3)	日南市春日町 春日町交差 点~ 日南市油津 油津港	九州地整
	八代港	九州自動車道 八代 IC		NEXCO 西日本
		国道3号	八代市 八代 IC~ 八代市東片町 八代港線入口 交差点	九州地整
		(一)336 号八代港線	八代市東片町 八代港線入口 交差点~ 八代市大村町 (一) 251 号 交差	熊本県
		(一) 251 号郡築横手 線	八代市大村町 (一) 336 号 交差~ 八代市横手新町 田中西町交 差点	熊本県
		(主)42号八代鏡線	八代市横手新町 田中西町交差点〜 八代市北の丸町 松前軒前交差点	熊本県
		(一)250 号八代港大 手町線	八代市北の丸町 松前軒前交	熊本県
		(臨港道路)東西幹線	八代市新開町 (一) 250 号接続~ 八代市港町 八代港	熊本県
	鹿児島港	九州自動車道 鹿児島 北 IC		NEXCO 西日本
		国道3号	鹿児島市 鹿児島北 IC~ 鹿児島市照国町 照国神社前 交差点	九州地整
		国道 225 号	鹿児島市照国町 照国神社前 交差点~ 鹿児島市城南町 新港入口交 差点	九州地整
		鹿児島臨港道路新港南線	鹿児島市城南町 新港入口交差点~ 鹿児島市城南町 鹿児島港 (新港区)	鹿児島県
	志布志港	東九州自動車道 曽於 弥五郎 IC		NEXCO 西日本
		(主) 71 号垂水南郷線 (※1)	曽於市 曽於弥五郎 IC~ 曽於市大隅町岩川 合庁入口 交差点	鹿児島県
		(主) 63 号志布志福山 線 (※1)	曾於市大隅町岩川 合庁入口 交差点~ 志布志市志布志町志布志 関 屋口交差点	鹿児島県
		国道 220 号(※3)	志布志市志布志町志布志 関 屋口交差点~ 志布志市志布志町志布志 郵 便局前交差点	九州地整

防災拠点 分類	施設名称	路線名(その他の緊急輸送ルート)	区間	道路啓開調査・ 作業主体
		(一) 508 号志布志停 車場線	志布志市志布志町志布志 郵 便局前交差点~志布志市志布 志町志布志 志布志駅前交差	鹿児島県
		志布志港臨港道路 5 号線	志布志市志布志町志布志 志 布志駅前交差~志布志市志布 志町志布志 志布志港(若浜 地区)	鹿児島県
	川内港	南九州西回り自動車道 薩摩川内水引 IC		九州地整
		国道3号	薩摩川内市 薩摩川内水引 IC ~ 薩摩川内市水引町 港入口交差点	九州地整
		(一) 338 号京泊草道 線	薩摩川内市水引町 港入口交差点~ 薩摩川内市港町 川内港臨港 道路京泊港町線交差	鹿児島県
		川内港臨港道路京泊港 町線	薩摩川内市港町 (一) 338 号交差~ 薩摩川内市港町 川内港(京 泊地区)	鹿児島県

[※]は下記ルートとの重複を示す。

(※1 広域移動ルート、※2 サブルート、※3 被災地内ルート、※4 代替ルート、※5 拠点接続ルート)

赤字;九州独自の定義

◆用語の定義

九州道路啓開計画(第2版)の各章を通じて使用される用語は、次の定義に従うものとする。

南海トラフ地震・・・・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第 2項に規定する南海トラフ地震をいう。

南海トラフ巨大地震・・モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最 大規模のものをいう。

中央防災会議・・・・・災害対策基本法に基づいて設置された重要政策に関する会議。内閣総理 大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議である。

緊急災害対策本部・・・極めて激甚な災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するために、 内閣総理大臣が災害対策基本法に基づいて内閣府に設置する組織。内閣 総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣が参加する。

被災県・・・・・・特措法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む県をいう。

道路啓開・・・・・・緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低 限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることを いう。

道路啓開活動・・・・・道路啓開に伴う調査及び作業のことをいう。

啓開調査・・・・・・道路啓開活動において、応急復旧(啓開作業)を実施する前にその程度 を図るための走行調査。調査に支障がない程度の軽微な啓開作業を伴う。

啓開作業・・・・・・道路啓開活動において、啓開調査後に実施する啓開ルートでの作業(最 低限の瓦礫処理、簡易な段差修正等による啓開ルートを開ける作業)。

直轄路線・・・・・・・国が管理する自動車専用道路及び一般道路。

緊急輸送ルート・・・・中央防災会議幹事会(平成 27 年 3 月 30 日)「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」において整理された広域移動ルート、被災地内ルート、代替ルート、及び拠点接続ルート。

広域移動ルート・・・・部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道 に より構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複 している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、 発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考 慮している。

サブルート・・・・ 広域移動ルートにおいて、機能が確保できない場合における部隊等の移動のためのルート。

被災地内ルート・・・・甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。

- 代替ルート・・・・・被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により 通 行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- 拠点接続ルート・・・人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難 と 見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続 するルート。
- 防災拠点・・・・・・中央防災会議幹事会(平成 27 年 3 月 30 日)「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」において分類、整理された広域進 出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及 び海上輸送拠点をいう。
- 広域防災拠点・・・・・救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なもの。
- 広域進出拠点・・・・災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。
- 進出拠点・・・・・・広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標 と なる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。
- 救助活動拠点・・・・各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給 等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後に は速やかに確保すべきもの。
- 航空搬送拠点・・・・広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの。
- 広域物資輸送拠点・・・国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村 が 設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、 都道府県が設置するもの。
- 海上輸送拠点・・・・人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾で あって、耐震性及び機能性が高いもの。
- 集結拠点・・・・・・道路啓開活動において、啓開作業班が集結し、被災地に向けて出発する 拠点。(非被災地域の県庁、市役所、国道事務所他、備蓄資機材が整う 事務所を想定)
- 活動拠点・・・・・・被災地域内の道路啓開活動の指揮を行う現地の拠点。 (被災地内の市町 村役場を想定)
- 現地進出拠点・・・・・TEC-FORCE 隊員及び災害対策用機械・機器等の中継拠点として、TEC-FORCE 各班の後方支援を行う拠点
- アクセスルート・・・広域移動ルートから活動拠点を結ぶルート。